青森県人事行政の概要

令和2年9月

青森県総務部人事課

< 目 次 >

第1部	青森県人事行政の運営状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 任月	目の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 分	三数 ······	1
(1)	職員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	職員数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 接	採用 ······	3
(1)	新規採用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	障害者の採用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3)	任期付職員の採用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 追	逮職 ·····	5
(1)	退職者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2)	再任用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
Ⅱ 人事	事評価の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Ⅲ 給与	ラの状況 1	2
	- 18	2
(1)	人件費の状況(普通会計決算)	2
(2)	職員給与費の状況(普通会計決算) ・・・・・・・・・・・・・ 1	2
(3)		2
(4)	給与改定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
(5)	給与制度の総合的見直しの実施状況 ・・・・・・・・・・・・・ 1	3
2 鵈	t員の平均給与月額、初任給等の状況 ······1	4
(1)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 ・・・・・・・・ 1	4
(2)	職員の初任給の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
(3)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 ・・・・・・・・・・ 1	5
3 -	-般行政職の級別職員数等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
	一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 ・・・・・・・・・・・・・ 1	6
	国との給料表カーブ比較表 ・・・・・・・・・・ 1	7
(3)	昇給への人事評価の活用状況 ・・・・・・・・・・・・ 1	7
4 鵈	t員の手当の状況 ····· 1	8
(1)	期末手当・勤勉手当 ・・・・・・・・・・・ 1	8
(2)	退職手当	8
(3)		9
(4)	特殊勤務手当	9

	(5) 時間外勤務手当 ······		30
	(6) その他の手当		30
	5 特別職の報酬等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		33
	6 公営企業職員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		34
	(1) 工業用水道事業		34
	(2)病院事業		38
	7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		45
	(1) 給与条例適用職員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		45
	(2)技能労務職員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	52
	(3) 公営企業職員(工業用水道事業)の状況	• • • • •	53
	(4) 公営企業職員(病院事業)の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		54
IV	勤務時間その他の勤務条件の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		56
	1 勤務時間の状況		56
	(1) 通常の勤務時間		56
	(2)早出遅出勤務		56
	(3)時差出勤 ······		57
	2 休暇		60
	(1) 年次休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		60
	(2)病気休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		60
	(3) 特別休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		61
	(4)介護休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	62
	(5) 介護時間の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	63
	3 育児休業等の取得状況		64
	(1) 育児休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	64
	(2) 部分休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	65
	(3) 育児短時間勤務の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	65
	4 修学部分休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		67
	5 高齢者部分休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		67
	6 自己啓発等休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		67
	7 配偶者同行休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		68
v	分限及び懲戒の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		69
	1 分限処分の状況		69
	2 懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		70
VI	服務の状況		71
_	1 職務専念義務の免除を認めている例の概要		71
	2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		72

VII	退職管理の状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
VIII	「 研修の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
IX	福祉及び利益の保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	1 セクシュアルハラスメントの防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	2 パワーハラスメントの防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	3 定期健康診断の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	5 職員互助団体への補助の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第	2部 青森県人事委員会の業務の状況	
1	競争試験及び選考の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ・・・・・・・・・・	3
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	不利益処分に関する審査請求の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

※ 本概要における対象職員について

- ① 本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)を指します。
- ② 職員については、任命権者の違いにより、次のいずれかの部局等に属しています。

知事部局、県土整備部(公営企業)、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、警察

③ 職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しません。

第1部 青森県人事行政の運営状況の概要

I 任用の状況

1 定数

(1)職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は、次のとおりです。

	分		職員	員数 (人))	
区			Н31. 4. 1	R2. 4. 1	増減	主な増減理由
			A	В	В-А	
	議	会	25	25	0	
	総務	企画	737	735	^ 2	総務事務体制の見直しなど
	税	務	175	174	1	育休の終了に伴う代替職員の減
	民	生	456	466	10	児童相談所の体制強化など
一般行	衛	生	504	512	8	DMAT訓練準備体制の強化など
政部門	労	働	96	98	2	商工部門からの業務移管など
	農林水産		1,025	1,026	1	被災地への職員派遣体制の強化など
	商	工	160	156	4	労働部門への業務移管など
	土	木	605	601	4	工事施工体制の見直しなど
	小	計	3, 783	3, 793	10	
特別行	教	育	11, 278	11, 119	▲ 159	児童生徒数の減少による教員の減員など
政部門	警	察	2, 694	2, 691	A 3	警察官の欠員
	小	計	13, 972	13, 810	▲ 162	
普通会	計	計	17, 755	17,603	▲ 152	
公営企	病	院	1, 205	1, 244	39	医療体制の強化
業等会	下 7.	k 道	6	6	0	
未守云 計部門	その	り他	35	36	1	公共用地取得体制の強化
	小	計	1, 246	1, 286	40	
合		計	19, 001	18, 889	▲ 112	

⁽注) 職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含む。

(2) 職員数の推移

①部門別(一般行政・教育・警察)の職員数の推移は、次のとおりです。

【一般行政部門】

対象・・・一般行政部門(教育、警察、病院及び公営企業を除く部門)

年度 人数 (人)	Н25	Н26	Н27	H28	Н29	Н30	Н31	R2
職員数	3, 918	3, 931	3, 824	3,822	3, 841	3, 849	3, 800	3,806
前年との増減	_	13	▲107	^ 2	19	8	▲ 49	6

[※]再任用短時間勤務職員を除く。

【教育部門】

対象・・・教育庁及び学校以外の教育機関

年度 人数 (人)	Н25	H26	Н27	H28	H29	Н30	Н31	R2
職員数	484	488	484	471	473	472	460	464
前年との増減	_	4	1 4	▲ 13	2	1	▲ 12	4

[※]再任用短時間勤務職員を除く。

【警察部門】

対象・・・警察部門の一般職員

年度 人数 (人)	Н25	Н26	H27	H28	H29	Н30	Н31	R2
職員数	376	374	374	369	366	366	366	366
前年との増減	_	^ 2	0	^ 5	▲3	0	0	0

[※]再任用短時間勤務職員を除く。

②会計年度任用職員 (フルタイム)

地方公務員法及び地方自治法の改正(令和2年4月1日施行)により新設された会計年度任用職員のうち、フルタイムの会計年度任用職員については、令和2年4月1日時点で、知事部局では38人、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では42人、警察本部では1人、病院局では52人です。

2 採用

(1)新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則として おり、大学卒業程度、短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度の職員採用試験並び に警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難い場合については、 選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は、次のとおりです。

区分	H31.4.1付けの 新採用者数(人)	R2.4.1付けの 新採用者数(人)	
競争試験 合計	232	218	
大学卒業程度 計	104	101	
行政	49	58	
警察行政	4	1	
化学	4	4	
心理	1	1	
福祉	10	6	
保健師	2	4	
農学	4	5	
畜産	3	0	
林業	1	3	
水産	3	2	
総合土木	20	13	
建築	2	1	
機械	0	_	
電気	1	_	
設備	_	3	
大学卒業程度(社会人枠) 計	6	15	
行政	2	5	
保健師	0	2	
農学	1	1	
総合土木	3	7	
短期大学卒業程度 計	2	3	
栄養士	1	2	
司書	1	1	

高等	学校卒業程度 計	34	27
	一般事務	1	3
	教育事務	25	15
	警察事務	4	5
	林業	1	1
	総合土木	3	3
警察	官 計	86	72
	警察官A (大学卒業程度)	42	29
	警察官B (高等学校卒業程度)	44	43
選考採用	合計	373	459
	教員	283	277
	医師	0	0
	獣医師	9	10
	看護師	39	35
	薬剤師	5	5
	身体障害者	7	5
	任期付職員	7	108
	その他	23	19

- (注) 1 国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。
 - 2 区分「機械」及び「電気」は令和元年度実施の試験から「設備」に統合した。

(2) 障害者の採用状況

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により全ての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

令和元年6月1日時点で、知事部局では75人の障害者を任用し障害者雇用率は2.61%(法定雇用率2.5%)、病院局では11人を任用し障害者雇用率は1.50%(同2.5%)、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では104人(県費負担教職員を含む。)を任用し障害者雇用率は1.42%(同2.4%)、警察本部では5人を任用し障害者雇用率は1.92%(同2.5%)という状況となっています。

- (注) 1 法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率
 - 2 県費負担教職員:県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

(3) 任期付職員の採用状況

公務の能率的運営を確保するため、専門的な知識経験を有する職員を任期を定めて採用しており、令和2年4月1日までに一般行政職を41人採用しています。 なお、令和2年4月1日現在では、一般行政職で16人を任用しています。

3 退職

(1)退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職(本人の自発的な意思に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など)があります。

令和元年度中の退職者の状況は、次のとおりです。

区分		知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	111 1
退職者	音数 (人)	231	106	562	84	983
☆≒□	定年退職者	124	11	401	60	596
内訳	普通退職者など	107	95	161	24	387

- (注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長 を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。
 - 2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員(県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員)を含めている。(以下同じ。)

(2) 再任用の状況

高齢者が長年培った知識経験を活用するとともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

その任用状況は、次のとおりです。

		H31.4.1 時点の任用総数						R2.4.1 時点の任用総数				
区	分	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	知 事部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	
再数数	任用者	186	34	440	69	729	208	38	488	79	813	
内	フルタイム 勤務	114	20	438	69	641	156	27	487	79	749	
訳	短時間 勤務	72	14	2	0	88	52	11	1	0	64	

(注) 「短時間勤務」とは、1週当たり19時間22分30秒の勤務を指す。

Ⅱ 人事評価の状況

人事評価の実施等については、地方公務員法第23条から第23条の4までの規定において 定められており、各任命権者が人事評価実施要綱に基づいて人事評価を実施しています。 各任命権者による人事評価の概要は、次のとおりです。

<知事部局等(※)、教育庁及び学校以外の教育機関>

	○業績・総合	評価						
	評語	内容						
	S	今期当該ポストに求められた期待水準を大きく上回る役割を果たした。						
	A	今期当該ポストに求められた期待水準以上の役割を果たした。						
	В	今期当該ポストに求められた役割をおおむね期待水準どおりに果たした。						
	С	今期当該ポストに求められた期待水準を下回る役割しか果たさなかった。						
	D	今期当該ポストに求められた期待水準を大きく下回る役割しか果たさなかった。						
評価結果の活	被評	価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する	ほ					
用	か、被	評価者の人材育成に積極的に活用する。						
その他	・人事	・人事評価及び評価結果に対する相談対応体制を整備						
	評価	者研修を実施						

^{※ 「}知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局(病院局及び各種委員会等の事務局)を指す。

<教育委員会の所管に属する県立学校>

く叙月安貝云の	所管に属する県立学校>
制度概要	能力評価及び業績評価を実施
	○能力評価
	標準職務遂行能力及び評価基準に基づき、職員が職務遂行の過程で発揮
	した意欲及び能力を評価する。
	○業績評価
	評価基準に基づき、職員があらかじめ設定した職務遂行上の自己目標の
	達成状況及び設定した自己目標以外の取組等の業績を評価する。
	非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の
	職を占める職員を除く。)、臨時的任用職員及び県教育委員会教育長の指定
	する者を除く全ての職員
評価期間等	○能力評価
	(1)教育職
	評価基準日:2月1日
	評価対象期間:4月1日~翌年3月31日
	(2) 行政職等
	評価基準日:9月1日
	評価対象期間:10月1日~翌年9月30日
	○業績評価
	(1)教育職
	評価基準日:2月1日
	評価対象期間:4月1日~翌年3月31日
	(2) 行政職等
	<前期>
	評価基準日:9月1日
	評価対象期間:4月1日~9月30日
	<後期>
	評価基準日:2月1日
	評価対象期間:10月1日~翌年3月31日

評価基準 ○能力評価 • 総合評価 能力評価の評価基準 評価 段階 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を大幅に上回っ S ている。 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を上回っている。 Α 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)に達している。 В 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を下回っている。 С 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を大幅に下回っ D ている。 ○業績評価 • 総合評価 業績評価の評価基準 評価 段階 職務を遂行する中で、学校目標等の達成に特に大きく寄与した。 職務を遂行する中で、学校目標等の達成に大きく寄与した。 Α 職務を遂行する中で、学校目標等の達成に概ね寄与した。 В 職務を遂行する中で、学校運営に支障をきたすことがあり、学校目標等の達成に C 寄与することが少なかった。 職務を遂行する中で、学校運営に大きな支障をきたし、学校目標等の達成に寄与 D することがほとんどなかった。 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するほ 評価結果の活 か、被評価者の人材育成に積極的に活用する。 用 ・人事評価全般及び評価結果に対する相談対応体制を整備 その他

・評価者研修会及び要望に応じた研修講座等を実施

<警察本部>

制度概要	能力評価、業績評価及び総合評価を実施							
	○能力評価							
	当該職位に求められる職務遂行能力について、評価項目ごとに定める着							
	眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に							
	評価する。							
	○業績評価							
	職員が自らの担当する職務について、あらかじめ設定した業務目標の達							
	成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価							
	する。							
	○総合評価							
	評価期間において、職員が当該職位に求められる役割を果たした程度							
	を、能力評価及び業績評価の結果を踏まえて、総合的に評価する。							
対象職員	警視以下の警察官及び一般職員							
評価期間等	○能力評価							
	毎年4月1日から3月31日まで							
	○業績評価							
	毎年4月1日から9月30日まで(前期)及び10月1日から3月31							
	日まで(後期)							
	○総合評価							
	毎年4月1日から3月31日まで							
評価基準	【能力評価】							
	◎ 定期評価							
	○ 個別評語 (************************************							
	S 特に優秀 求められる行動が確実にとられており、付加価値を生む、他の職員の模範となるなどの職務遂行状況であった。							
	A 通常より優秀 求められる行動が確実にとられていた。							
	B 通常 求められる行動がおおむねとられていた。							
	C 通常より物足りな 求められる行動ができた場合もあったが、できなかったこと							
	し い の方が多く物足りなかった。 D はるかに及ばない 求められる行動が全くとられていなかった。							
	○ 全体評語							
	S NO STORY に優秀な能力発揮状況であった。							
	A 通常より優秀 求められる行動が十分にとられており、当該職位として優秀な能力発揮状況であった。							
	通常 求められる行動がおおむねとられており、当該職位として求め							
	B られる能力がおおむね発揮されている状況であった。							
	C 通常より物足り 求められる行動がとられないことがやや多く、当該職位として							
	- ない 十分な能力発揮状況とはいえなかった。							
	ない 十分な能力発揮状況とはいえなかった。 D はるかに及ばな 求められる行動がほとんどとられておらず、当該職位に必要な能力発揮状況でなかった。							

【業績評価】

○ 個別評語

\sim	IM /2 3 H I H M	
S	特に優秀	問題なく目標を達成し、期待をはるかに上回る成果をあげた。
Α	通常より優秀	問題なく目標を達成し、期待された以上の成果をあげた。
В	通常	目標をほぼ達成し、期待された成果をあげた。
С	通常より物足りな	
	V 1	った。
D	はるかに及ばない	
		によって得られるはずの成果水準にはるかに及ばなかった。

○ 全体評語

S	特に優秀	今期求められた水準をはるかに上回る役割を果たした。
Α	通常より優秀	今期求められた水準を上回る役割を果たした。
В	通常	今期求められた役割をおおむね果たした(通常)。
C	通常より物足りな	今期求められた水準を下回る役割しか果たしていなかった。
	V)	
D	はるかに及ばない	今期求められた役割をほとんど果たしていなかった。

【総合評価】

○ 全体評語

							
S	特に優秀	当該職位として特に優秀な能力発揮状況であり、かつ、求め					
		られた水準をはるかに上回る役割を果たした。					
Λ	通常より優秀	当該職位として優秀な能力発揮状況であり、求められた水準					
Λ		を上回る役割を果たした。					
В	通常	当該職位として求められる能力がおおむね発揮されている状					
		況であり、求められた役割をおおむね果たした。					
С	通常より物足りな	当該職位として十分な能力発揮状況とはいえず、求められた					
	V	水準を下回る役割しか果たしていなかった。					
D	はるかに及ばない	当該職位として求められる行動がほとんどとられておらず、					
D		求められた役割をほとんど果たせなかった。					

評価結果の活	被評価者の任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用する。
用	
その他	条件付採用職員について、条件付採用期間満了前に特別評価により能力
	評価を行う。

皿 給与の状況

職員の給与の概要については、次のとおりです。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

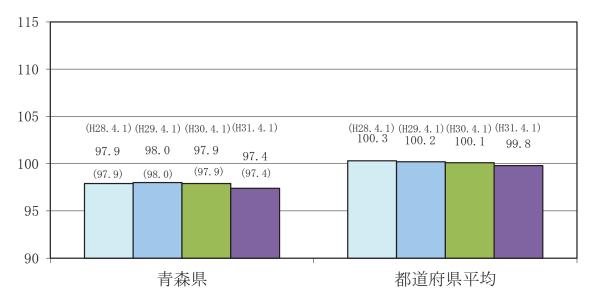
区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(令和2年1月1日)	A		В	B/A	平成30年度の人件費率
令和	人	千円	千円	千円	%	%
元年度	1, 275, 783	645, 964, 109	2, 421, 300	164, 919, 785	25. 5	25.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給	与	i.	費		
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和	人	千円	千円	千円	千	円 千円	
元年度	17, 755	77, 460, 082	13, 895, 494	29, 007, 296	120, 362, 8	72 6, 779	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率)/ (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧 告	給与改定率
	A	В	A - B	(改定率)	
令和 元年度	円	円	484	%	%
元年度	350, 805	350, 321	(0.14%)	0.13	0.13

(参考)
国の改定率
%
0.09

(注) 民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末·勤勉手当)

	人事委員会の勧告							
区 分	民間の支給		公務員の		較差		勧 告	年間支給月数
	割合	A	支給月数	В	A - B		(改定月数)	
令和		月		月		月	J	月
元年度	4.30		4. 25		0.05		0.05	4. 30

(参考) 国の年間 支給月数 月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等 ■に取り組むとされている。

①給料表の見直し

- [平成27年4月1日]
 - 一般行政職の給料表については、国の見直しの内容を踏まえ、平均2%の引下げ。
- (激変緩和のため、平成31年3月31日までの間、経過措置(現給保障)を実施。)

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当の見直しについては、国と同様に平成27年4月1日より段階的に実施。

③その他の見直し内容

平成27年4月1日より、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について国の見直しを踏まえて見直しを実施。

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
青森県	42.9 歳	314, 400 円	376, 979 円	343,748 円	

②技能労務職

0.0	517.117.1W									
				公 務	員					
区 分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額				
						(国比較ベース)				
	青森県	51.6 歳	268 人	301,800 円	335, 212 円	321,641 円				
	うち用務員	52.5 歳	85 人	305, 100 円	339, 215 円	326,945 円				
	うち自動車運転手	51.5 歳	78 人	303,900 円	336, 556 円	324, 949 円				
	うち守衛	48.0 歳	2 人	323,000 円	359, 150 円	343,083 円				

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
青森県	46.0 歳	372, 100 円	412,442 円		

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
青森県	47.5 歳	380,600 円	417,611 円	

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
青森県	38.5 歳	303, 200 円	413, 987 円	335, 481 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平 均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(= 時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区	分	青 森 県	玉
一般行政職	大 学 卒	182, 200 円	182, 200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	
	中学卒	136, 100 円	_
高等学校教育職	大 学 卒	204,000 円	_
	高 校 卒		
小・中学校教育職	大 学 卒	204,000 円	_
	高 校 卒	_	_
警 察 職	大 学 卒	203, 800 円	211,400 円
	高 校 卒	173, 400 円	173, 400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

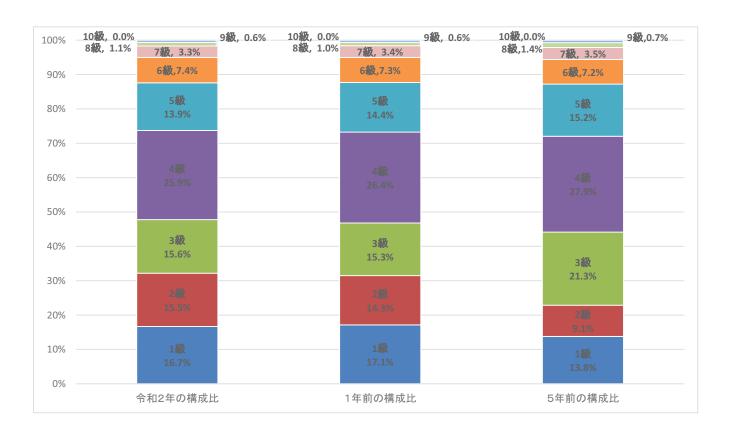
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254, 568 円	349, 861 円	374,068 円	395, 596 円
	高 校 卒	216, 121 円	302,713 円	343, 182 円	371,813 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	276, 100 円	298, 445 円	316,863 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	296,000 円
高等学校	大 学 卒	289, 567 円	369, 714 円	397, 386 円	415, 336 円
教育職	高 校 卒	- 円	273, 100 円	- 円	368, 567 円
小・中学校	大 学 卒	289,035 円	366, 974 円	390, 534 円	406, 441 円
教育職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒	271, 282 円	361,800 円	383,010 円	404,053 円
	高 校 卒	252, 147 円	333, 270 円	356, 567 円	382, 394 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

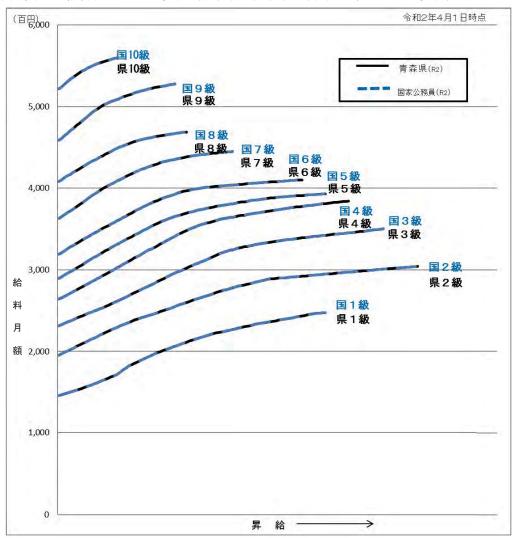
(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	主事、技師	人	%	円	円
1	ЛУX	工事、汉即	698	16. 7	146, 100	247, 600
2	級	主事、技師	人	%	円	円
	ЛУХ	工事、汉即	648	15. 5	195, 500	304, 200
3	3 級 主査、係長	主査、係長	人	%	円	円
	///	LE, MA	652	15. 6	231, 500	350, 000
4	4 級 主幹	主幹	人	%	円	円
	1,000	411	1, 085	25. 9	264, 200	384, 200
5	級	総括主幹	人	%	円	円
	///	/PD-1H -L-+1	580	13. 9	289, 700	393, 000
6	級	副参事	人	%	円	円
	7/2	mis 4	309	7. 4	319, 200	410, 200
7	級	課長	人	%	円	円
Ľ.	7/2	MIX	139	3. 3	362, 900	444, 900
8	級	次長	人	%	円	円
	///		46	1. 1	408, 100	468, 600
9	級	部長	人	%	円	円
	/12/	нуж	25	0.6	458, 400	527, 500
1 0	級		人	%	円	円
	/12/		0	0.0	521, 700	559, 500

- (注) 1 青森県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (青森県)

	平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理	職員	一般職員	
イ.	人事評価を活用している	()	0	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	0		0	0
	上位、標準の区分		0		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)				
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	国							
1人当たり平均支約	1人当たり平均支給額(令和元年度)							
1,634 千円						_		
(令和元年度支給割合)					年度支給割	合)		
期末手当勤勉手当		期末手当 勤勉手当						
2. 5	月分	1.80	月分		2.6	月分	1.90	月分
(1.4)	月分	(0.85)	月分		(1.45)	月分	(0.9)	月分
(加算措置の状況)				(加算措	置の状況)			
・ 役職加算 5	職制上の段階、職務の級等による加算措置					の級等によ ~ 20% ~ 25%	る加算措置	

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (青森県)

	令和元年度中における運用	管理	職員	一般職員	
イ.	人事評価を活用している	()	()
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0		0	0
	上位、標準の成績率		0		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)				
□.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

	青 森 県				国	
・基本額				・基本額		
(支給率)	自己都合	勧奨・定	年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33. 27075	月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709	月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・調整額				・調整額		
17.5	区分に応じて定める 頁(月額0円〜95, 4		の調整月		区分に応じて定める 質(月額0円〜95,40	額の60月分の調整月 0円)
その他の加算措	計置 定年前早期に	B職特例措置		その他の加算指	昔置 定年前早期	退職特例措置
	(2% ∼ 20%	加算)			(3 ∼ 45%	加算)
(退職時特別昇	昇給 制度なし	_)				
1人当たり平均支	給額 自己都合	5,	098 千円			
	勧奨・定年	手 22,	045 千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績		45,071 千	円		
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)				円
支給対象地域	支給率	支給対象職員]数	国の制度(支約	合率)
東京都特別区	20 %	30 人		2	0 %
大阪市	16 %		5 人	1	6 %
医師	16 %		11 人	1	6 %
名古屋市	15 %		5 人	1	5 %
福岡市	10 %		3 人	1	0 %
仙台市	6 %		4 人		6 %
札幌市	3 %		1 人		3 %
平均支給率	16 %	_		1	6 %

⁽注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている 一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決	支給実績(令和元年度決算)				1, 242, 141 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)					189, 149 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)					37.3 %
手当の種類 (手当数)					19
手当の名称 主な支給対象職員 主な支給対象		業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価	
県税事務手当	税務課又は地域県民局の県税部に勤務する職員	出張して納税義務者等(国 及び地方公共団体等を除 く。)と直接接して行う県税の 調査、検査、徴収、滞納処 分又は犯則事件の調査若し くは処分に関する業務		1,078 千円	日額 600円
感染症等防疫作業手当	本務として防疫作業に 従事する職員のほか、こ れと同一の場所、時期、 条件等において防疫作 業に従事するその他の 職員	(1)感染症が発生し、 生するおそれのある おける、感染症患者 護又は感染症の病 着等の物件の処理 (2)家畜伝染病が発 は発生するおそれの 合における、家畜伝 病菌を有する家畜等 る防疫作業	場合に 等のの 原体の 作業 とし、 場 の 決病の	32 千円	日額 300円

福祉業務手当	(1)福祉事務所において現業を行う行う所において現業をを行う所に及び関連という所に及び見量 3次の職員 12条のの3第25者者第12条の3第25者者第12条の3第25者者第12条の3第25者者等12条の3第25者者等の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	(1)生活保護法の規定により要の扶養者とは大きな保護者の規定により要保護者を訪問、調査の持義等を問題を表するという。 という では、	16,800 千円	(1)左記(2)~(4)、(8)(9)の業務に従事することを常例とする職員月額12,600円(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等日額600円)(2)左記(10)の業務に従事することを常例とする職員月額18,900円(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等日額900円)(3)上記(1)及び(2)以外の職員のうち、左記(1)~(6)、(8)(9)(11)の業務に従事した職員日額600円(4)上記(1)及び(2)以外の職員のうち左記(7)の業務に従事した職員日額300円
職業訓練指導員手当	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校に 勤務する職業訓練指導員(管理職手当の支給を 受ける職員を除く。)	職業訓練	9,734 千円	月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額900円)
診療手当	地域県民局の地域健康 福祉部、環境保健セン ター、精神保健福祉セン ター、あすなろ療育福祉 センター及びさわらび療 育福祉センターにおい て医師又は歯科医師と して従事する職員	医療	8,400 千円	支給額=基準額+加算額 基準額 32,000~80,000円 加算額 あすなろ療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉セン ター診療部長が、救急患者又は 入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤 し、当該患者の診療に従事した 場合の勤務1回につき1,620円と して計算した額
危険作業手当	商工政策課、消防保安 課、地域県民局の地域 農林水産部及び地域整 備部、空港管理事務所 に勤務する職員	(1)地上又は水面上10メート ル以上の足場の不安定な箇 所における作業 (2)坑内における作業 (3)11月から翌年4月までの 期間内において、滑走路の 摩擦係数を測定する作業	181 千円	日額 300円

衛生検査手当	(1) 地域県民局の地域 健康福祉部、保健所又 は食肉衛生検査所に勤 務する職員(食肉衛生検 查手当を受ける者を除 く。) (2) 環境保健センター又 は原子力センターに勤 務する職員又は東青地 域県民局の地域農林水 産部に勤務し、医療職 給料表(二)の適用を受 ける職員以外の職員	(1) 寄生虫若しくは寄生虫卵 又は結核菌その他の病原体 の検索又は調査の作業 (2) 健康を害するおそれのあ る有害ガスの発生を伴う化 学的検査の作業	2,760 千円	(1)(1)又は(2)の作業に従事する ことを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額300円) (2)(1)又は(2)の作業に従事する ことを常例としない職員 日額 300円
夜間看護手当	あすなろ療育福祉セン ター又はさわらび療育福 祉センターに勤務する 看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜(午 後10時後翌日の午前5時前 の間)において行われる看護 等の業務	5,922 千円	勤務1回につき 3,600円
放射線取扱手当	地域県民局、保健所、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センターに勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師	月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合	0 千円	支給要件に該当することとなった 月1月につき 6,300円
食肉衛生検査手当	食肉衛生検査所に勤務 する職員	獣畜のと殺若しくは解体の 検査又は食鳥検査の業務	10,288 千円	(1) 左記の業務に従事することを 常例とする職員 支給額 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額900円) (2) 左記の業務に従事することを 常例としない職員 日額 900円 (月額の衛生検査手当の支給を 受ける職員については600円)
狂犬病予防等作業手当	(1)狂犬病予防員等である職員 (2)動物愛護センターに 勤務する職員	(1)左記(1)の職員が従事する、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業(2)を配員が従事する、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。) 若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分の作業	161 千円	日額 300円
病害虫防除手当	病害虫防除所に勤務す る職員	植物防疫法第32条第4項に 規定する事務のうち、有害動 物又は有害植物の発生を予 察するための現地調査	183 千円	日額 300円

家畜診療手当	地域県民局の地域農林 水産部家畜保健衛生所 に勤務する獣医師の資 格を有する職員	家畜の診療、家畜の病性の 検査若しくは鑑定又は家畜 伝染病の予防若しくは防疫 に関する業務	6,535 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額600円)
用地買収交渉等手当	農村整備課、監理課、 地域県民局の地域農林 水産部及び地域整備部 又は学校施設課に勤務 する職員	用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る 交渉(国、地方公共団体等と の交渉を除く。)の業務	311 千円	日額 300円
犯則取締等手当	(1)医療薬務課に勤務する職員 (2)水産振興課に勤務する職員 (3)病害虫病除所に勤務する職員	(1)左記(1)の職員が従事する、麻薬及び向精神薬取締法務54条第5項に規員として行う職務で、司法警察査(期限として行う職務で、うりなが、少りながです。 行う職務のうち捜」が従反の職員が従事の作業を除く。) 又は被疑者の連捕(2)左記(2)の職員が従反で海上る、漁業関係法につ検査、援力にで持たのがある船舶にの検査はこれらの船舶の追跡の業員が従事する、農薬取締法第29条の規定によるの妨害を行うている。農政部が、場合の大きを改善を改善を改善を改善を改善をしない身に本るのと人事委員会が認める業務	175 千円	日額 600円
公害等調査手当	(1) 環境保全課、原子力 安全対策課に勤務する 職員 (2) 地域県民局の環境 管理部、環境保健セン ター又は原子力でと タースは動務する職員で、 月額の衛生検査手当を 受ける者以外の職員 (3)環境政策課に勤務す る職員	(1)左記(1)及び(2)の職員が、出張して行うばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務(2)左記(2)のうち、地域県民局の環境管理部の職員を存室における方害財友の発生を伴う化学的検査の業務(3)環境政策課、環境保全課又は地域県民局の環境保全課又は地域県民局の環境保全課の地理及び清掃に関する法律の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務	617 千円	日額 300円

	-	-		
実習指導手当	(1)消防学校に勤務する 職員 (2)営農大学校に勤務する職員のうち、校長、教 頭及び総務課の職員以 外の職員	(1)左記(1)の職員が、地上10 メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務 (2)左記(2)の職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事する業務の業務 ①講義室又は実験室で行う業務以外の業務 ②正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機械、器具等の維持及び管理の業務 ③監督業務又は引率業務	482 千円	(1) (1)の業務に従事する職員 日額 300円 (2) (2)の業務に従事することを常 例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等について は日額300円) (3) (2)の業務に従事することを常 例としない職員 日額 300円
実習指導補助手当	営農大学校に勤務する 職員(総務課の職員を除 く。)	実習指導手当の支給対象 業務の補助業務	222 千円	日額 300円
災害応急作業等手当	(1)地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部又は空港管理事務所に勤務する職員(2)消防保安課に勤務する職員(3)右記(3)(4)の業務に従事する職員	(1)左記(1)の職員ない。 (1)左記(1)の職員ない。 (1)左記(1)の職員ない。 (1)を記に対いている。 (2)を言れるのと、 (2)を言れる。 (2)を言れる。 (2)を言れる。 (2)を言れる。 (3)では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	0 千円	(1)の作業 ①巡回監視 日額 300円 (作業が日没時から日出時まで の間において行われた場合は、 600円) ②応急作業又は応急作業のた めの災害状況の調査 日額 600 円 (作業が日没時から日出時まで の間において行われた場合は、 900円) (2)の作業 日額 300円 (3)の作業 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業 務に従事した場合は、搭乗時間 1時間につき2,470円) (4)の作業 4万円を超えない範 囲内で人事委員会が定める額

学校職員の特殊勤務手当 職員の特殊勤務手当 に関する条例(昭和 支給実績 26年7月17日青森県 主な支給対象職員 主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価 (令和元年度決算) 条例第39号) 第18条 第1項に掲げる号 (1)次に掲げる学校管理下に おいて行う業務 ①非常災害時における児 童若しくは生徒の保護又は 緊急の防災若しくは復旧の 業務 ②児童又は生徒の負傷、 疾病等に伴う救急の業務 ③児童又は生徒に対する 緊急の補導業務 (2)修学旅行、林間学校、臨 学校職員のうち、教頭、 教諭、養護教諭、栄養 海学校等(学校が計画して 教諭、助教諭、養護助 実施するものに限る。)にお (1)①日額 8,000円 教諭、講師(常時勤務の いて児童又は生徒を引率し ②日額 7,500円 者及び再任用短時間勤 務職員に限る。)、寄宿 舎指導員又は実習助手 て行う指導業務で宿泊を伴う 第1号(教員特殊業 ③日額 7,500円 534,243 千円 務手当) (2)日額 5,100円 (3)対外運動競技等において (3)日額 5,100円 で、その属する職務の級 児童又は生徒を引率して行 (4)日額 1,800円~2,700円 が教育職給料表(一)及 う指導業務で宿泊を伴うもの 又は週休日若しくは祝日法 び(二)の1級又は2級で あるもの による休日等及び年末年始 の休日等に行うもの (4)学校の管理下において行 われる部活動(正規の教育 課程としてのクラブ活動に準 ずる活動をいう。)における児 童又は生徒に対する指導業 務で、週休日、休日等又は 休日等に当たる日以外の正 規の勤務時間が4時間又は3 時間45分である日に行うもの 当該学級における授業又は 指導 小学校又は中学校の2 (1)3の学年の児童又は生徒 第2号(多学年学級 以上の学年の児童又は 生徒で編制されている で編制されている学級にお (1)日額 350円 8,821 千円 担当手当) ける授業又は指導 (2)日額 290円 学級を担当する教諭、助 (2)2の学年の児童又は生徒 教諭及び講師 で編制されている学級にお ける授業又は指導

第3号(教育業務連 絡指導手当)	教諭のうち、教務その他にの教育を関するという。教務を変している。というない。というないでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	当該担当に係る業務	100,980 千円	日額 200円
第4号(特別支援教 育手当)	務主任、部主任 学校職員のうち次に掲 (1)特別支援業務、 養教論、財力を表演、 教育、 (1)特別支援養護論、 養教論、 講び、中勤務議議 等の (2)小等財教論、 等校も の の の の の 等が の の の の の の の の の の の の の		302,379 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額600円)
第5号(漁業実習指 導手当)	八戸水産高等学校の実 習船の乗組職員	次に掲げる漁業実習指導(1)遠洋漁業実習において当該職員の職務に従事する場合(2)沿岸漁業実習(操業中に限る。)において当該職員の職務に従事する場合	4,202 千円	(1)遠洋漁業実習 ①航海中 日額 600円 ②操業中 日額 1,200円~ 5,280円 (2)沿岸漁業実習 操業中 日額 300円

警察職員の特殊勤務手当 職員の特殊勤務手当 に関する条例(昭和 支給実績 26年7月17日青森県 主な支給対象職員 主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価 (令和元年度決算) 条例第39号) 第19条 第1項に掲げる号 警察官(管理職手当の 第1号(刑事警備作 支給を受ける職員を除 日額 560円 刑事警備作業 60,450 千円 く。)又は警察官以外の 業手当) (少年補導職員 日額340円) 警察職員 (1)天皇又は皇后、皇太子、皇太 子妃、文仁親王若しくは悠仁親 干の警衛 日額 1,150円 第2号(警衛警護手 警察本部長が指定する 側近警衛又は身辺警護の作 (2)(1)に掲げる皇族以外の皇族 428 千円 の警衛 警察官 日額 640円 (3)警護要則第2条に規定する警 護対象者の警護 日額 640円 警察官(管理職手当の支 日額 560円 給を受ける職員を除く。) 又は警察官以外の警察 第3号(犯罪鑑識作 犯罪鑑識作業 4,071 千円 (専ら内勤作業に従事した場合 業手当) は280円) 職員 (1)交通事件、違反等の捜査作 日額 560円 (2)高速道路上における交通人 身事故等の捜査作業 日額 840円(日没時から日出 時までの間に従事する場合は 1,260円) (3)一般道路上における交通人 身事故等の捜査作業 日額 560円(日没時から日出 警察官(管理職手当の支 時までの間に従事する場合は 第4号(交通捜査取を受ける職員を除く。) 840円) 交通捜査取締等 19,504 千円 (4)交通指導、取締りのため交通 取締用自動二輪車を運転する作 締等手当) 又は警察官以外の警察 職員 日額 560円 (5)交通指導、取締りのため交通 取締用四輪車を運転する作業 日額 420円 (6)高速道路上における交通整 理、交通取締り等の作業 日額 460円 (7)一般道路上における交通整 理、交通取締り等の作業 日額 310円 (1)交通の整理、犯罪の予防等の ため無線警ら車を運転する作業 日額 420円 (2)犯罪の予防等のために行う警 第5号(警ら作業手 警ら、雑踏警備又は重要な 警察官 41,224 千円 ら作業、祭り等における雑踏警 当) 施設の警戒等の作業 備又は重要な施設の警戒等を 行う作業 日額 340円

第6号(看守護送手 当)	又は警察官以外の警察	被疑者及び被告人等の看 守又は護送作業	6,133 千円	日額 280円
第7号(死体取扱手 当)	職員 警察職員(管理職手当の 支給を受ける職員で警 察本部科学捜査研究所 の総括研究管理官及び 研究管理官の職以外の 職にあるものを除く。)	死体の検視、見分又は検証 等に当たって死体に接触し て行う作業又は死体解剖補 助作業	36,570 千円	死体一体につき 1,600円 (死体解剖補助作業に従事した 場合又は死体解剖補助作業以 外の心身に著しい負担を与える と認められる作業で人事委員会 が別に定めるものに従事したとき は3,200円)
第8号(夜間特殊業 務手当)	交代制勤務を行う警察職員	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜(午 後10時後翌日午前5時前の 間)において行われる警ら、 警備、看守等の業務	47,326 千円	勤務1回につき 730円 (深夜における勤務時間が2時間 未満の場合は410円)
第9号(爆発物等処理作業手当)	(1)警察本部の爆発物処 理班員 (2)爆棄物処理班員以外 の警察職員 (3)右警察職員 (4)警察本部の生活安全 企画課、警察所又は駐車 の他の派出の警察職員	(1)左記(1)の職員などのにという。(1)を記(1)の職員などのにという。(2)のにという。(3)を対して、大変、(4)を強い、(4)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(5)を強い、(6)を対し	0 千円	(1) (1)に掲げる作業 作業1回につき 5,200円(2以 上の作業に従事したとしても、容 起する。) (2) (2)①に掲げる作業 日額 2,600円(心身に著しい 負担を与えると人事委員会が認 める作業に従事した場合は 4,600円) (3) (2)②に掲げる作業 日額 250円 (4) (3)に掲げる作業 日額 300円

第10号(潜水作業 手当)	警察職員	人命救助、捜索等のため潜水器具を着用して行う潜水 作業	7 千円	20mまで 1時間 310円 30mまで 〃 780円 30mを超えるとき 〃 1,500円
第11号(緊急作業 手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。) 又は警察官以外の 警察職員	正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事する場合(勤務公署又はこれに準ずる場合に限る。)で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるとき(1)刑事警備作業(2)警衛警護作業(3)犯罪鑑識作業(4)交通捜査取締等作業(5)看守護送作業(6)爆発物等処理作業	1,474 千円	作業1回につき 1,240円
第12号(航空手 当)	トフ 然社 京勘/出して	(1)左記①②の職員が行う回転翼航空機の操縦又は整備(2)回転翼航空機の操縦と搭乗して従事する次に掲げる作業①回転翼航空機の整備業務②回転翼航空機の整備業務。独索救難、犯罪の捜査、鎮圧、警備、交通の取締りに関する業務。④その他人事委員会が認める業務	7,039 千円	(1)の業務 ①の職員 月額 30,000円 ②の職員 月額 10,000円 ②の職員 月額 10,000円 (2)の業務 ①の作業 搭乗時間1時間につき 5,100円 (日没時から日の出時までの間に行う場でで行われる場合(離陸又は着陸を除な。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は6,630円) ②の作業 搭乗時間1時間につき 2,200円 (飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸を除な。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は2,860円) ③④の作業 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又員会が著しく危険なものと認める場合は2,860円)

第13号(災害応急 警備等手当)	警察職員	(1)豪雨等異常な水野等により重大な災害が発生した 箇所又はその原子はその原子に表別でではその原子はその原子はその原子はその原子は心人事のでは心と、 行う災害警にですると、 行う災害等に大きない。 信にないではいます。 行う災害ではいると、 (2)山田が大きないでは、 会の認らないでは、 会の認らないでは、 会の認らないでは、 が、 一、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	95 千円	(1)の作業 (警戒区域外) 日額 840円 (警戒区域内) 日額 1,680円 (2)の作業 日額 560円 (3)の作業 4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額
第14号(核物質輸送警備手当)	警察官	核物質の防護に関する条約 附属書 I の2の(b)に規定する第一群の核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う警備作業	0 千円	日額 640円
第15号(銃器犯罪 捜査手当)	警察職員	(1)銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人逮捕等の業務(2)(1)の業務に付随して行われる現場配置の業務(3)銃器を所持する犯人の逮捕の業務(4)(3)の業務に付随して行われる現場配置の業務(5)銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務(6)暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	0 千円	(1) 日額 1,640円 (2) 〃 1,100円 (3) 〃 1,100円 (4) 〃 820円 (5) 〃 820円 (6) 〃 820円
第16号(海上警備手当)	警察用船舶に乗り組む 海事職給料表の適用を 受ける警察職員	次に掲げる業務又はその補助業務 (1)違法事犯の警戒・取締活動業務 (2)違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務 (3)犯罪の捜査活動業務 (4)人事委員会が認める業務	229 千円	日額 500円
第17号(用地買収 交渉等手当)	警察本部会計課に勤務 する警察職員及び警察 署において会計事務に 従事する職員	用地買収による交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)に従事したとき	0 千円	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	2,670,011 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	376 千円
支給実績(平成30年度決算)	2,667,172 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	372 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」 と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤 務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に相当する職員 6,500円行政職給料表8級に相当する職員 3,500円子 10,000円子が満16歳~22歳の加算1人につき 5,000円	同		1,793,962 千円	242,657 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	異なる	自家用車な場のでは、31,600円)、電公共のの最近ののでは、31,600円ののでは、31,600円ののでは、31,600円のの機場をでは、35,000円)	1,615,648 千円	115,338 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	異なる	最高額 (国は28,000 円)	1,443,885 千円	309,780 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高 100,000円	同		218,571 千円	417,918 円

寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合)支給期間 11~3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	1,118,676 千円	66,178 円
特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(県内2~12%)	同	15,570 千円	112,826 円
へき地手当等	へき地学校等に勤務する職員 に対して支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養 手当の月額)×支給割合(県 内2~12%)		120,982 千円	236,755 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜 (午後10時~午前5時)に勤務 することを命ぜられた職員に 支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×25/100×勤務時間 数	同	106,300 千円	156,785 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務 時間中に勤務することを命ぜ られた職員に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×135/100×勤務時間 数	同	424,282 千円	335,932 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間 及び休日等に、本来の勤務に 従事しないで宿直勤務又は日 直勤務をした場合に支給され ます。 1日勤務の場合 一般 4,400円 特殊 5,300~21,000円	同	657,886 千円	434,248 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち、人事委員会規則 で指定するものに支給されま す。 支給額=31,700~139,300円	同	1,221,538 千円	738,982 円

管理職員特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき最高 12,000円	同		12,239 千円	214,719 円
初任給調整手当	医師、獣医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高 414,800円	異なる	獣医師が支 給対象と なっている。	44,658 千円	970,826 円
農林漁業普及指導 手当	農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに、農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給されます。			23,462 千円	155,377 円
義務教育等教員特 別手当	義務教育諸学校及び高等学 校等の教育職員に支給されま す。 最高 8,000円			731,920 千円	74,126 円
産業教育手当	高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。 12,600円			58,294 千円	174,533 円
定時制通信教育手当	県立又は市町村立の高等学校で、定時制又は通信制の課程を置くものの教員に支給されます。 12,600円			27,457 千円	197,532 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧又 は復興計画の作成等のため 国等の職員の派遣を受ける場 合に、当該派遣された職員に 支給されます。 1日につき最高 6,620円			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

	区	分			給	料	月	額	等	
給	知		事		1, 26	0,000	円			
料	副	知	事		97	0,000	円			
	議		長		91	0,000	円			
報酬	副	議	長		81	0,000	円			
100	議		員		78	30,000	円			
	知		事	(令和元年度支給割合)						
期	副	知	事		3. 2	5 月分	r			
末手	議		長	(令和元年度支給割合)						
当	副	議	長		3. 2	5 月分	r			
	議		員							
退				(算定方式)			(1期)	の手当	額)	(支給時期)
退職手	知		事	1,260,000円×在職月数×0.55			33, 20	64, 000	円	(任期通算・任期単位選択)
当	副	知	事	970,000円×在職月数×0.4			18, 6	24, 000	円	(任期通算・任期単位選択)

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	レマント				
区 分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	平成30年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
令和	千円	千円	千円	%	%
元年度	679,277	181,782	148,515	21.9	19.6

区 分	職員数	;	给 与 引		費	一人当たり
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和	人	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	18	74,658	7,450	28,643	110,751	6,153

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
青 森 県	48.0 歳	345,639 円	512,736 円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県公営企業職	青森県一般行政職				
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1人当たり平均支給額(令和元年度)				
1,591 千円	1,634 千円				
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)				
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当				
2.5 月分 1.80 月分	2.5 月分 1.80 月分				
(再任用職員はいない。)	(1.4月分) (0.85月分)				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%				
・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%				

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

² 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

	青森県	人公営企業職	哉		青森県一	·般行政職	戈		
・基本額					・基本額				
(支給率)	自己都台	<u>}</u>	勧奨・定	年	(支給率)	自己都合		勧奨・定	年
勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分	勤続20年	19. 6695	月分	24. 586875	月分
勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分	勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分
勤続35年	39. 7575	月分	47. 709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47. 709	月分
最高限度額	47. 709	月分	47. 709	月分	最高限度額	47. 709	月分	47. 709	月分
・調整額					・調整額				
職員の在職の区 額を合計した額				の調整月	職員の在職の 額を合計した額				つ調整月
その他の加算措	置定	年前早期退	職特例措置	Ī	その他の加算技	措置 定年前	早期退職	特例措置	
	(4	2% ~ 20%力	口算)			(2% ~	~ 20%加拿	章)	
(退職時特別昇	給	制度なし)			(退職時特別!	昇給 制	度なし)		
1人当たり平均支	給額	自己都合		0 千円	1人当たり平均支	支給額 自己	都合	5, 0	98 千円
		勧奨・定年	21, 4	453 千円		勧奨	・定年	22, 0	45 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在) 該当者なし

工 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

	(19111111111111111111111111111111111111	L/			
支給実績(令和元年度決算	1)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支	給年額(令和元年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支約	合職員の割合(令和元年度)	1			0 %
手当の種類(手当数)					1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
企業職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員等	活線近接作業等		0 千円	日額 300円~600円

才 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	889 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	52 千円
支給実績(平成30年度決算)	880 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	52 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の 4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない 職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

カ その他の手 手 当 名	当 (令和2年4月1日現在 内容及び支給単価(月額) 	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に相当する職員 6,500円 行政職給料表8級に相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳~22歳の加算 1人につき 5,000円	同	-	1,535 千円	219,286 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同	-	3,138 千円	224,118 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	田	1	1,590 千円	318,000 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった 場合に支給されます。 最高 100,000円	印	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	-	1,085 千円	60,256 円

特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(県内2~12%)	同	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 62,300円	同	-	748 千円	747,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき最高 12,000円	同	-	0 千円	0 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は 異動した職員に支給されます。 最高 308,600円	同	-	0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区	分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			実質収支		職員給与費比率	平成30年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
令和		千円	千円	千円	%	%
元年	度	29,047,656	285,307	12,075,140	41.6	41.3

区分	職員数	;	給 与		費	一人当たり
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和	人	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	1,148	4,488,039	2,302,399	1,623,260	8,413,698	7,329

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
青森県 (医師)	43.4 歳	548,922 円	1,492,614 円
青森県 (看護)	37.4 歳	288,871 円	473,994 円
青森県 (医療技術者)	33.5 歳	269,944 円	442,510 円
青森県 (事務)	43.7 歳	339,934 円	564,793 円
青森県 (技能)	54.4 歳	335,328 円	506,661 円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県病院局	青森県一般行政職						
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1人当たり平均支給額(令和元年度)						
1,338 千円	1,634 千円						
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)						
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当						
2.5 月分 1.80 月分	2.5 月分 1.80 月分						
(1.4月分) (0.85月分)	(1.4月分) (0.85月分)						
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)						
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置						
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%						
・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%						

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

青森県病院局						青森県一	一般行政職	Į.	
・基本額					・基本額				
(支給率)	自己都合	<u>}</u>	勧奨・定	年	(支給率)	自己都合		勧奨・定	年
勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分
勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分	勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分
勤続35年	39. 7575	月分	47. 709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47. 709	月分
最高限度額	47. 709	月分	47. 709	月分	最高限度額	47. 709	月分	47. 709	月分
・調整額					・調整額				
職員の在職の区 額を合計した額				の調整月	職員の在職の[額を合計した額				り調整月
その他の加算措	置定	年前早期退	職特例措置	Ī	その他の加算技	昔置 定年前	「早期退職	特例措置	
	(:	2% ~ 20%力	口算)			(2%	~ 20%加拿	章)	
(退職時特別昇	·給	制度なし)			(退職時特別!	昇給 制	痩なし)		
1人当たり平均支	C 給額	自己都合	1, 6	606 千円	1人当たり平均支	支給額 自己	2都合	5, 0	98 千円
(冷) 旧呦工		勧奨・定年		965 千円	マ 日曜 1 み 曜 日	17.2	き・定年)45 千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績	(令和元年度決算)			142,214 千円
支給職員1人当たり3		984,748 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	1	.52 人	16 %
平均支給率	16 %	_		16 %

⁽注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、 国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

工 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算	(1412 <u>+47) 1 1 201</u> ()				357,122 千円				
支給職員1人当たり平均支援			448,270						
職員全体に占める手当支給	合職員の割合(令和元年度))			68.5 %				
手当の種類(手当数)					9				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	支給実績 (令和元年度決算)		左記職員に対する支給単価				
診療手当	医師又は歯科医師	医療		177,784 千円	支令の (① 〜 で) 基準額 32,000〜97,000円 ② を受けるなり、 (②) を受けるなり、 (②) を受けるは、 (②) を受けるは、 (②) を受けるは、 (②) を受けるは、 (②) を受けるなり、 (②) 会別を (

放射線取扱作業等手当	放射線取扱作業に従事する診療放射線技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師	(1)中疾病院疾病性性素質的性性素質的性性的原因的性性的原因的原因的原因的原因的原因的原因的原因的原因的原因的原因的原因的原因的原因的	3,909 千円	目額300円
臨床検査手当	臨床検査技師又は衛生 検査技師	(1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務(2)危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務(3)健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務	2,705 千円	(1)左記の業務に従事すること を常例とする職員 月額 6,300円 (1の月において、左記の業務 に従事した日が15日未満の場 合は日額300円) (2)(1)以外の職員 日額 300円

	1	<u> </u>		
感染症治療等手当	医師、看護師又は准看護師、その他感染症病棟において直接患者の治療等に従事することを依頼された職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する医療に対する各第2項及び第3項に定める感染症がに管理者がこれらに相当するとと認定がある感染症の患者を入院神においてもないで動務する体においてが感染症の患者の診療が、で行う、患者の診療者において行う、患者の診療者において行う、患者の診療者においては看した物件者の疑いのある物件の処理作業	0 千円	日額 300円
病院夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、 看護師又は准看護師	正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が 深夜(午後10時後翌日 の午前5時前の間)にお いて行われる看護等の 業務	169,794 千円	勤務1回につき 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
回転翼航空機搭乗手当	ドクターヘリに搭乗する職員	ドクターへリに搭乗して 行う救急の医療、患者の 介助、搬送等の業務	525 千円	搭乗した時間1時間につき 1,900円 (飛行中のドクターへリから降下 して行う業務又はその補助業 務に従事した場合は、1時間に つき2,470円)
待機呼出手当	救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員(病院局医療職給料表(二)又は病院局医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)	正規の勤務時間以外の時間において、緊急の呼出しにより出勤し、救急 医療等の業務に1時間 以上従事したとき	1,247 千円	勤務1回につき 1,620円
教務手当	病院局職員	病院事業管理者が指定 する学校において講師と して授業等に従事したと き	558 千円	勤務1回につき 当該学校との協定で定める1回 当たりの負担金の額
診療看護師手当	診療看護師(管理者が指 定する診療部門で勤務す る看護師に限る)	保健師助産師看護師法 第37条の2第2項第1号に 規定する特定行為	600 千円	月額 50,000円

才 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	967,759 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	898 千円
支給実績(平成30年度決算)	919,049 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	849 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
 - 3 平成19年4月1日から地方公営企業法を全部適用している。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

	当(守和2年4月1日現在 	一般行政職	一般行政職		支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価(月額)	の制度との	の制度と異	(令和元年度決算)	平均支給年額
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級に 相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳~22歳の加算 1人につき 5,000円	同同	<u>なる内容</u> -	98,697 千円	(令和元年度決算) 235,883 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同	_	55,923 千円	74,308 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	同	-	119,877 千円	311,638 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった 場合に支給されます。 最高 100,000円	同	_	3,282 千円	504,923 円

寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支 給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	_	68,273 千円	60,547 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜 (午後10時~午前5時)に勤務 することを命ぜられた職員に 支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×25/100×勤務時間 数	同	-	89,833 千円	150,265 円
宿日直手当	医師が入院患者等の病状の 急変等に対処するため宿日直 をした場合に支給されます。 勤務1回につき 20,000円 勤務1回が5時間未満の場合 10,000円	同	I	80,330 千円	673,156 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 支給額=51,900~137,700円	同	I	68,815 千円	984,244 円
管理職員特別勤務手 当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき最高 12,000円	同	_	18,153 千円	557,122 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高 308,600円	同	-	468,987 千円	3,258,738 円

7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況 (1)給与条例適用職員の状況(令和2年4月1日現在) ① 行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	<u>計</u> (%)	部局	内 機関名	職名	()	()	(人)	裁制上の (%)	
1級	主事又は技師の職務	751	16.3	知事	以为口	主事	278	490	()()	(/0 /	PXPH
				재카		技師	212	490			
				教育		主事	206	211			
				秋月		文化財保護主事司書	2	211			
				警察		主事	50	50			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主	724	15.7			主事	316				
	事又は技師の職務			知事		技師	170	532	1,475	32.0	一般職
						専門員【再任用】 主事	46 91				
				教育		文化財保護主事	7	100			
						技師	2				
				##r min		主任	74				
				警察		主事 技師	17	92			
3級	級主査の職務	782	16.9			主査	545				
				l		講師	1				
				知事		主任専門員【再任用】	65	615			
						主事 技師	2				
						主査	36				
						文化財保護主査	5		782	16.9	主査組
				教育		事務主任	42	87			
				"		主任司書	2				
						主任専門員【再任用】 文学専門主査	1				
				敬宛		主査	76	80			
				警察		主査【再任用】	4	80			
4級	1 主幹の職務	1,212	26.3			主幹	766				
	2 出先機関の課長の職務					財政主幹 副知事秘書	5 1				
						土木工事検査主幹	9				
						主任講師	1				
					講師	1					
					市会市政正	ダム管理主幹	2				
					東京事務所食肉衛生検査所	課長	1				
					子ども自立センター	課長	1				
					精神保健福祉センター	課長	1				
				加击	高等技術専門校	課長	6	936			
				ᄱᆍ	八戸工科学院 障害者職業訓練校	課長	1	930			
					営農大学校	課長	2				
					青森空港管理事務所	課長	2				
					原子力センター	課長	1		1,212	26.3	主幹級
					県民局県税部 県民局健康福祉部	課長	12				
					県民局農林水産部	課長	31				
					県民局地域整備部	課長	8				
						主幹専門員【再任用】	60				
						主査	19				
						技師	1				
						事務主幹	140				
						主幹	49				
				教育		主幹司書	5	216			
						主幹専門員【再任用】	18				
						文学専門主幹	1				
						主幹	53				
				警察		主査	6	60			
5級	 1 総括主幹の職務	612	13.3	1		主幹【再任用】 総括主幹	1 351				+
O 19X	2 出先機関の長の職務	012	10.0			総括財政主幹	3				
						知事秘書	1				
						副知事秘書	1				
						土木工事検査総括主幹 設備工事検査総括主幹	1				
					東京事務所	課長	1				
				知事	美術館	課長	1	381			1
					環境保健センター	室長	1				
					県民局農林水産部 女性相談所	所長 次長	1				
					果民局健康福祉部	次長	1		612	13.3	総括主幹
					高等技術専門校	教頭	1				
					消防学校	主任講師	2				
						総括主幹専門員【再任用】	14				
						課長 事務長	11				
				教育		争務長 総括事務主幹	147	193			
				***		総括主幹	28	. 50			1
		1				総括主幹専門員【再任用】	3				
		'				課長補佐	27				

C 417		010		_	1	₩ E /LTP																			
6級	1 本庁の課長代理又は副参事の職務 2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務	316	6.8			課長代理 室長代理	50 1																		
	2 旧当出無る未物を刊り出光版例の及の場所					副参事	90																		
						土木工事検査監	1																		
						建築工事検査監	1																		
						県境再生対策監	1																		
					県民局環境管理部	部長	4																		
					障害者相談センター	所長	1																		
					病害虫防除所 原子カセンター	所長 所長	1																		
					県民局農林水産部	所長	7																		
					県民局地域整備部	所長	3																		
					高等技術専門校	校長	1																		
					障害者職業訓練校	校長	1																		
					県外情報センター	次長	3																		
				l	環境保健センター	次長	1																		
				知事	精神保健福祉センター	次長	1	225																	
					青森空港管理事務所	次長	1																		
					原子力センター	次長	1																		
					県民局県税部 県民局健康福祉部	次長 次長	6 11																		
					県民局農林水産部	次長	7		316	6.8	副参事級														
					県民局地域整備部	次長	9																		
					県民局農林水産部	室長	6																		
					714747 332 11 3 32 21	畜産推進監	1																		
						林務調整監	3																		
						農村整備調整監	5																		
						むつ南・白糠パイパス整備推進監	1																		
					高等技術専門校	教頭	2																		
					営農大学校 教頭 1																				
					高等技術専門校	生涯職業能力開発推進監	1																		
					消防学校	副校長 副学院長	1																		
					八戸工科学院 郷土館	課長	1 2																		
					和上店	課長代理	7																		
						学校地域連携推進監	1																		
				**-*-		事務長	63																		
				教育	特別支援教育推進室	室長	1	83																	
					高等学校教育改革推進室	室長代理	1																		
						副参事	7																		
					三内丸山遺跡センター	副所長	1																		
767		4.5	0.1	警察		副参事	8	8																	
7級	1 本庁の課長又は総括副参事の職務	145	3.1		本庁 議会東 翌 日	課長	59																		
	2 困難な業務を行う出先機関の長の職務				議会事務局 監査委員事務局	課長	3																		
					労働委員会事務局	課長	1																		
					人事委員会事務局	課長	1																		
					本庁	室長	1																		
					172	国保広域化推進監	1																		
																			本庁	総括副参事	3				
											県民局地域整備部	総括副参事	1												
															i	İ	ĺ		青い森鉄道専門監	1					
																IT専門監	1								
																海区漁調委員会事務局	危機管理対策監	1							
																	選挙管理委員会事務局	事務局長事務局次長	1						
					県民局地域連携部	事份向次支 部長	3																		
					県民局県税部	部長	5																		
				知事		部長	3	119																	
					県民局農林水産部	部長	3																		
					県民局地域整備部	部長	3																		
					県民局健康福祉部	総室長	3																		
		1		I	女性相談所	所長	1																		
				l					145	3.1	課長級														
					子ども自立センター	所長	1		ı		1														
					あすなろ療育福祉センター	所長 所長	1				1														
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター	所長 所長 所長	1																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所	所長 所長 所長 所長	1 1 1																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整備部	所長 所長 所長 所長 所長	1 1 1 2																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整備部 高等技術専門校	所長 所長 所長 所長 校長	1 1 1																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整備部	所長 所長 所長 所長 所長	1 1 1 2 2																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整備部 高等技術専門校 営農大学校	所長 所長 所長 所長 校長 校長	1 1 1 2 2																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整理 高等技術専門校 営農大学校 消防学校 東京事務所 県民局農林水産部	所長 所長長 所長長 校長長 校長長 校長長 校長長	1 1 2 2 2 1 1 1 6																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整備部 高等技術専門校 営農大学校 消防学校 東京局農林水産部 県民局地域整備部	所長 所長長 所長長長 校長長 校長長 次 次長 次長長	1 1 1 2 2 1 1 1 6 3																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整備部 高等技術専門校 営農大学校 東京事務所 県民局農林整備部 県下民局農林整備部 八戸工科学院	所長 所長長 所長長 所長長長長長 校校長 校校長長 次次長 学院長	1 1 2 2 2 1 1 1 6 3																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整備部 高等技術専門校 営農大学校 消防学校 東京馬農林水産部 県民局地域整備部 リアエ科学院 本庁	所長 所長長 所長長長長長長 校校長長 校校長長 次次長 次次 次 次 等 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	1 1 1 2 2 2 1 1 1 6 3 1 8																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 県民局地域整理備部 高等技術専門校 営農大学校 消防字校 東京高農林水産部 県民局地域整備部 八戸工科学院 本庁 埋蔵文化財調査センター	所長 所所長 長長長 校長長長 校校長長 校校長長 次次 次次 学院長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	1 1 1 2 2 2 1 1 1 6 3 1 8																		
					あすなろ療育福祉センター きわらび療育福祉センター 青森空港等理事務所 県民局地域警理 県民局地域等性 東京事務所 県民局地域等校 東京事務所 県民局地域整備 川戸工場 本庁 本庁 本庁 東京事後 本庁 本庁 本学校教育改革推進室	所所長 長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	1 1 1 2 2 1 1 1 6 3 1 8																		
					あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 鳥等技術専門校 営農大学校 消防学務所 県民局地域整 東民局局地域整 原民局地域整備部 月正科学校 東京島農地域整備部 月下 東京島農域整備部 月下 本庁 工科学院 本庁 工科学院 本庁 工科学院 本庁 工科学院 本庁 工科学院 本学校 教育 本学院	所長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	1 1 2 2 1 1 1 6 3 1 8 1 1	21																	
				教育	あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 高等等本で 高等事務所 県民局地域整備部 高馬農林水産部 県民局地域整備部 月工科学院 埋蔵文化財調査センター 高等等を放射 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	所所所長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	1 1 2 2 1 1 1 6 3 3 1 8 1 1	21																	
				教育	あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 鳥民民の地域野性校 消東京長等技術学校 消東京馬農林水産部 県民局地域整備部 八戸工科学院 本庁 工本学等事務所 埋蔵 文化財調査センター 高等事務所 埋蔵 文化財調査センター 高等事務所 関東民島 土壌進室 教育外年自然の家 学校教育課	所所長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	1 1 1 2 2 2 1 1 1 1 6 3 1 8 1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21																	
				教育	あすなろ療育福祉センター をわらび療育福祉センター 青森空港等理事務部 高等技術専門校 営農防・事務所 東民民が事務所 県民民局地域学校 東民民局地域学校 東民民局地域学院 本庁文化財調査センター 運等等事少年度 教育文学校教所 大学校教所 大学校教所 大学校教所 大学校教所 大学核教所 大学な教育 と記等事か年自然の家 学校教育課	所所長長 所所長長長長長長長長長長長長長長長長長長 校校次次次学課次室所長長 大文字院長長長長 学課次室所 所総長 副参 副 副 長	1 1 2 2 1 1 1 6 3 1 8 1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21																	
				教育	あすなろ療育福祉センター さわらび療育福祉センター 青森空港管理事務所 鳥民民の地域野性校 消東京長等技術学校 消東京馬農林水産部 県民局地域整備部 八戸工科学院 本庁 工本学等事務所 埋蔵 文化財調査センター 高等事務所 埋蔵 文化財調査センター 高等事務所 関東民島 土壌進室 教育外年自然の家 学校教育課	所所長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	1 1 1 2 2 2 1 1 1 1 6 3 1 8 1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21																	

8級	1 本庁の次長又は参事の職務	47	1.0	I	本庁	次長	17				
,	2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務				本庁	局長	1				
					労働委員会事務局	事務局長	1				
					監査委員事務局	事務局長	1				
					議会事務局	事務局次長	1				
				/n=		参事	3				
				知事	県民局地域連携部	部長	3	38			
					県民局県税部	部長	1		4-7		>= E 47
					県民局健康福祉部	部長	3		47	1.0	次長級
					県民局農林水産部	部長	3				
					県民局地域整備部	部長	3				
					美術館	副館長	1				
						教育次長	2				
				教育	郷土館	館長	1	4			
					埋蔵文化財調査センター	所長	1				
				警察		参事	5	5			
9級	1 本庁の部長又は理事の職務	25	0.5		本庁	部長	6				
	2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務				本庁	局長	3				
					県民局地域連携部	局長	6				
				知事		会計管理者	1	21			
				재尹	人事委員会事務局	事務局長	1	21			
					議会事務局	事務局長	1		25	0.5	部長級
						理事	2		25	0.5	叫文拟
					東京事務所	所長	1				
					図書館	館長	1				
				教育	総合社会教育センター	所長	1	3			
					総合学校教育センター	所長	1				
				警察		総務室長	1	1			
10級	1 本庁の特に重要な業務を行う部長の職務	0	0.0								
	2 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務									_	
	合 計 	4,614	100.0				4,614	4,614	4,614	_	

日本日本 (備考1)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない際に係る機関等の名称を記載している。 (備考2)知事部局には、議会事務局及び各種委員会等を含む。

② 警察職給料表

務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	計 (%)	部局	機関名	内訳 職名	1	人)	(人)	制上の (%)	段階
1級	 巡査の行う職務	281	12.1	警察	(成)	無力 係員	281	281	281	12.1	巡査1編
2級	1 巡査長の職務					係員	568	568	568	24.4	巡査2編
	2 困難な業務を行う主任の職務	879	37.8	警察		主任	285	311	311	13.4	巡査部長2
3級	 1 係長の職務					主任【再任用】	26 3				
る政	1 保及の職務			数蛇		主任	284	287	287	12.3	巡査部長3
		574	24.7	警察		係長	250	287	287	12.3	警部補3組
A GIL	1 敬宗士如《洲目诗传《幽文					係長【再任用】	37 225		207		E 41-112-1
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務					係長 主任	46	278	278	12.0	警部補4組
	3 困難な業務を行う係長の職務					係長【再任用】	7			. =	
	4 専門官の職務				警察本部	術科指導官	1				
					警察本部 警察本部	サイバーセキュリティ対策官 通信指令長	2	-			
					警察本部	検視官	3				
					警察本部	交通事故鑑識官	1				
				数蛇	警察本部	課長補佐	42				
		394	16.9	誉祭	警察本部 警察本部	隊長補佐 方面隊長	1				
					警察本部	分駐隊長	2	116	116	5.0	警部4組
					警察学校	校長補佐	1				
					警察安全相談室	室長	1				
					鉄道警察隊	隊長	1 1				
					警察航空隊 警察署	隊長 課長	48				
					警察署	課長代理	6				
					警察署	交番所長	1				
5級	1 警察本部の課の次長の職務				警察本部	秘書官	1				
	2 警察本部の困難な業務を行う課長補佐の職務 3 警察署の次長の職務				警察本部 警察本部	訟務官 通信指令長	1				
	4 警察署の困難な業務を行う課長の職務				警察本部	検視官	1				
	5 困難な業務を行う専門官の職務				警察本部	警備指導官	1				
					警察本部	次長	4				
					警察本部 警察本部	副隊長 課長補佐	1 24				
		84	3.6	警察	警察本部	隊長補佐	1	84	84	3.6	警部5
					警察学校	校長補佐	1				
					犯罪被害者支援室	室長	1				
					警察署 警察署	次長	6				
					警察署	係長 留置官	16				
					警察署	課長	22				
					警察署	交番所長	2				
6級	1 専門的業務を行う調査官の職務				警察本部	副隊長	2				
	2 警察本部の課の困難な業務を行う次長の職務 3 警察署の困難な業務を行う次長の職務				警察本部 警察本部	次長 健康管理指導官	3				
	3 言が有の四無な未動を117次段の収動				警察本部	外事指導官	1				
					運転免許試験場	場長	1	16	16	0.7	警部6編
					警察署	次長	4				
					警察署	留置官	2				
					警察署 警察署	課長 交番所長	1				
					警察本部	公安委員会補佐官	1				
					警察本部	広報官	1				
					警察本部	警務調査官	1				
					警察本部 警察本部	人身安全対策官 地域調査官	1				
					警察本部	通信指令官	1				
					警察本部	保安調査官	1				
					警察本部	刑事指導官	1				
					警察本部	性犯罪捜査指導官 検視官	1				
		51	2.2	警察	警察本部 警察本部	広域捜査官	1				
					警察本部	知能犯捜査指導官	1				
					警察本部	告訴告発捜査指導官	1				
					警察本部	組織犯罪対策官	1	0.5	0.5		荷女子日の
					警察本部 警察本部	組織犯罪対策指導官 交通企画官	1	35	35	1.5	警視6
					警察本部	交通事故事件捜査統括官	1				
					警察本部	運転免許調査官	1				
					警察本部	交通聴聞官	1				
					警察本部 警察本部	警備調査官 警備対策統括官	1				
					取調べ監督室	室長	1				
					許可等事務担当室	室長	1				
					少年対策室	室長	1				
					検視官室	室長	1				
					災害対策室 警察署	室長 刑事生活安全官	3				
					警察署	地域官	3				
					警察署	交通官	3				
7級	1 警察本部の課長の職務				警察本部	監察官	3				
	2 警察署の署長の職務				警察本部 警察本部	世里官 課長	5 8	-			
				##	警察本部 警察本部 ※ 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 3	隊長	4	1	_,	٠, -	## +F
		34	1.5	警察	警察本部	所長	1	34	34	1.5	警視7#
					警察学校	副校長	1				
					警察署	署長	4	-			
8級	 1 警察本部の参事官の職務				警察署 警察本部	<u>副署長</u> 参事官	9				
の形义	1	18	0.8	警察	警察署	参事官 署長	9	18	18	0.8	警視8編
9級	1 警察本部の部長又は首席参事官の職務				警察本部	首席参事官	7				
	2 特に規模の大きい警察署の署長の職務	11	0.5		警察学校	学校長	1	11	11	0.5	警視9編
					警察署	署長	3				1

③ 海事職給料表

		64 Dut 1 14 14 14 75 To 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	A	ì il t	I	内部	5			贈	制上の	段階
1 中型船舶(円・2円・3円・2円・2円・2円・2円・2円・2円・2円・2円・2円・2円・2円・2円・2円	職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務 			部局	機関名	職名	()	()	(人)	(%)	段階
### 1 中型船舶(甲・乙・河)・小型船舶(甲の相当高度の知識なは経験を必要とする素務を行う二等結本は一等機関 1 1 1 2 2.2 警察 小型(乙)・みちの人 船長 1 1 1 2 2.2 警察 小型(乙)・みちの人 船長 1 1 1 2 2.2 警察 小型(乙)・みちの人 船長 1 1 1 2 2.2 警察 小型(乙)・なつどまり、はやかぜ 二等航海士 3 3 1 1 中型船舶(円・乙)の船長・機関長・通信長又は問題な業務を行う一等結本は一等機関は 2 1 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	1級	- 等航海十・ = 等機関十・通信十の職務	2	43	教育				2			
2 位置性が変化の変とする業務を行う二等航海士・三等機関と 2 2 響称	1 1955	一 平加加工 一 平成因工 超		7.0	1X FI	中型(甲):青森丸	二等機関士	1		1		
中型船舶(甲)の一等航海士・一等機関士・通信長又は相当協議な	2級	識又は経験を必要とする業務を行う二等航海士・二等機	1	2.2	警察	小型(乙):みちのく	船長	1	1			
は国難な業務を行う二等統領士・二等機関士・通信主の服務		2 中型船舶(丙)・小型船舶(甲・乙)の船長・機関長の職務										
中型	- 1001		27	58.7				3				l
知事 中型(所)・ラとう 二等機関士 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								1		20	43.5	一般聯
2 中型船舶(乙)の船長・機関長・諸信長又は田樹な業務を行う一等統第士・等原因士・諸信長又は田樹な業務を行う一等統第士・一等機関士・諸信長又は田樹な業務を行う高熱・二等統第士・二等機関士・1 中型(乙): 開運丸 二等機関士 1 中型(平): 青森丸 二等機関士 1 中型(平): 青森丸 二等機関士 1 中型(平): 青森丸 二等機関士 1 中型(平): 青森丸 二等統第士 3 小型(乙): なつどまり 一等機関士 1 小型(乙): なつどまり 1 中型(平): 青森丸 二等統第士 3 小型(乙): なつどまり 1 中型(アンカー) 1 中域(アンカー) 1 中域(アンカー) 1		職務			和事			2	12			
中型(乙):開運丸 二等機関士 1 中型(石):開運丸 二等機関士 1 中型(円):青森丸 二等機関士 1 中型(円):青森丸 二等機関士 1 中型(円):青森丸 二等機関士 1 中型(円):青森丸 二等機関士 1 小型(乙):なつどまり 一等機関士 1 小型(乙):なつどまり 沿長・恒男(再任用) 1 中型(円):青森丸 二等機関士 1 中型(円):青森丸 二等機関士 1 小型(乙):なつどまり 沿長 1 小型(乙):なつどまり 沿長・恒男(再任用) 1 中型(万):3とう 主任専門員(再任用) 1 中型(万):3とう 中型(乙):開運丸 一等航海士 2 中型(乙):開運丸 一等機関士 1 中型(乙):開運丸 一等機関士 1 中型(乙):開運丸 一等機関士 1 中型(乙):開運丸 一等機関士 1 中型(乙):開車丸 1 中型(乙):開車丸 1 中型(乙):引車丸 34.8 主査 1 中型(乙):計車力 2 小型(乙):かちのく 機関長 1 中型(万):3とう 一等機関士 2 中型(万):3とう 一等機関士 1 中型(万):3とう 一等機関士 1 中型(万):3とう 一等機関士 2 中型(万):3とう 一等機関士 2 中型(万):3とう 一等機関士 1 中型(万):3とう 一等機関長 1 中型(万):3とう 一等機関士 1 中型(万):3とう 一种型(万):3とう 一种型(万):3とう 一种型(万):3とう 一种型(万):3とう 一种型(万):3とう 一种型(万):3とう 「万):3とう					~ +			2	12			
東京						中型(乙):開運丸		3				
# 中型(中): 青森丸							二等機関士	1				
3 中型船舶(雨)・小型船舶(甲・乙)の困難な業務を行う 中型(甲)・青森丸		業務を行う二等航海士・二等機関士・通信士の職務				中型(甲):青森丸	一等機関士	1				
か型(乙):なつどまり 一等機関士 1 1 1 1 1 1 1 1 1					教育	中型(甲):青森丸	二等機関士	1	5			
小型(乙):なつどまり 船長 1 1 1 1 1 1 1 1 1						中型(甲):青森丸	二等航海士	3				
中型		船長・機関長の職務				小型(乙):なつどまり	一等機関士	1				
知事 中型(丙):うとう 主任専門員(再任用) 1 中型(乙):清鵬丸、開運丸 一等航海士 2 中型(乙):開運丸 一等機関士 1 中型(乙):分の人 一等機関士 1 小型(乙):分の人 一等機関士 1 小型(乙):みちの人 一等機関士 1 中型(乙):みちの人 機関長 1 中型(五):かりで 機関長 1 中型(丙):うとう 一等機関士 1 中型(丙):うとう 船長 1 中型(丙):うとう 一等機関士 1 中型(万):うとう 船長 1 中型(万):うとう 一等機関士 2 中型(万):うとう 一等機関士 2 中型(万):うとう 一等機関士 2 中型(万):うとう 一等機関士 2 中型(乙):青鵬丸 一等機関士 2 中型(乙):特脆丸 一等機関士 2 中型(乙):付かかぜ 船長 1 中型(乙):はやかぜ 船長 1 中型(乙):はやかぜ 船長 1 中型(乙):開運丸 船長 1 中型(乙):開運丸 船長 1 中型(乙):開運丸 船長 1 中型(乙):青鵬丸、開運丸 機関長 1 中型(乙):青鵬丸、開運丸 機関長 1 中型(乙):青鵬丸、船長 1 中型(乙):青鵬丸、船長 1 中型(円):青森丸 船長 1 中型(円):青森丸 機関長 1 中型(円):青森丸 機関長 1 中型(円):青森丸 機関長 1 中型(円):青森丸 機関長 1 中型(円):青森丸 船長 1 中型(円):青森丸 船長 1 中型(円):青森丸 船長 1 中型(円):青森丸 船局長 1 中型(円):青森丸 船長 1 中型(円):青森丸 1 小型(区):うみねこ 船長 1						小型(乙):なつどまり	船長	1				
4級 1 中型船舶(甲)の船長・機関長又は困難な業務を行う一等機関土の地型(乙):開連丸の地型(乙):別連丸の大型(乙):のよりの人間に長り、対型(乙):みものくの関係を構図しているできます。 10 を対象を行う船長・機関長の職務 1 中型船舶(甲)の船長・機関長又は困難な業務を行う一等機関土の職務 16 34.8 中型船舶(ア)の船長・機関長の職務 34.8 中型(石):なつどまりの関係を構図しているできまりの対象を実務を行う船長・機関長の職務 1 中型(石):なつどまりの関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を						小型(乙):はやかぜ	主任専門員【再任用】	1				
中型(乙):開運丸					知事	中型(丙):うとう	主任専門員【再任用】	1	8			
中型(Z):開運丸 通信長 1						中型(乙):青鵬丸、開運丸	一等航海士	2				
整察 小型(Z):みちのく 一等機関士 1 2 16 34.8 1 1 2 2 16 34.8 1 1 2 2 34.8 1 34.8						中型(乙):開運丸	一等機関士	1				
警察 小型(乙):みちのく 一等機関士 1 2 2 4級						中型(乙):開運丸	通信長	1				
1 中型船舶(甲)の船長・機関長又は困難な業務を行う一等税関士・通信長の職務					荷女 気む	小型(乙):みちのく	一等機関士	1	•	16	34.8	土道
等航海士・一等機関士・通信長の職務 - 中型(丙):うとう					言祭		機関長	1	2			
等航海士・一等機関士・通信長の職務 - 中型(丙):うとう 等機関士 1 中型(丙):うとう 等機関士 1 中型(万):うとう 等機関士 1 中型(万):うとう 等機関士 2 中型(万): ラとう 等機関士 2 中型(乙): 青鵬丸 等機関士 2 小型(乙): はやかぜ 船長 1 中型(乙): はやかぜ 船長 1 中型(乙): はやかぜ 船長 1 中型(乙): 開連丸 船長 1 中型(乙): 青鵬丸、開運丸 機関長 2 中型(ア): 青森丸 船長 1 中型(甲): 青森丸 船長 1 中型(甲): 青森丸 温信長 1 中型(甲): 青森丸 温信長 1 中型(甲): 青森丸 等航海士 1 小型(ア): うみねこ 船長 1	4級	1 中型船舶(甲)の船長・機関長又は困難な業務を行う一	16	34.8		小型(7.):なつどまり	機関長	1		1		
2 中型船舶(Z)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 中型(Z):青鵬丸	- 1224											
中型(乙):青鵬丸 船長 1 中型(乙):青鵬丸 一等機関士 2 小型(乙):はやかぜ 船長 1 小型(乙):はやかぜ 機関長 1 中型(乙):開運丸 船長 1 中型(乙):清鵬丸、開運丸 機関長 2 中型(甲):青森丸 船長 1 中型(甲):青森丸 機関長 1 中型(甲):青森丸 通信長 1 中型(甲):青森丸 一等航海士 1 小型(乙): うみねこ 船長 1 5数 中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 0 0.0						中型(丙):うとう	一等機関士	1	6			
2 中型船舶(乙)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 知事 中型(乙):青鵬丸 一等機関士 2 小型(乙):はやかぜ 船長 1 小型(乙):はやかぜ 機関長 1 中型(乙):清鵬丸、開運丸 機関長 1 中型(乙):青鵬丸、開運丸 機関長 2 中型(甲):青森丸 船長 1 中型(甲):青森丸 機関長 1 中型(甲):青森丸 通信長 1 中型(甲):青森丸 一等航海士 1 小型(乙):うみねこ 船長 1 5数 中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 0 0.0												
中型船舶(乙)の困難な業務を行う船長・機関長の職務					知事	中型(7,):青鵬丸		2				
小型(乙):はやかぜ 機関長 1 中型(乙):開運丸 船長 1 中型(乙):開運丸 船長 1 中型(乙):開運丸 船長 1 中型(戸):青藤丸、開運丸 機関長 2 中型(甲):青森丸 船長 1 中型(甲):青森丸 機関長 1 中型(甲):青森丸 機関長 1 中型(甲):青森丸 通信長 1 中型(甲):青森丸 一等航海士 1 小型(甲):青森丸 一等航海士 1 小型(アンラみねこ 船長 1 カー型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 0 0.0		2 中型船船(乙)の困難な業務を行っ船長・機関長の職務			' '							
中型(乙):開運丸 船長 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 2								1	_			
中型(乙):青鵬丸、開運丸 機関長 2								-	5			
中型(甲):青森丸 船長 1 10 21.7 主幹 中型(甲):青森丸 機関長 1 5 10 21.7 主幹 中型(甲):青森丸 通信長 1 1 1 1 1 1 1 1 1								2				
中型(甲): 青森丸 機関長 1 中型(甲): 青森丸 通信長 1 中型(甲): 青森丸 一等航海士 1 中型(甲): 青森丸 一等航海士 1 小型(乙): うみねこ 船長 1 5級 中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 0 0.0										10	21.7	主幹
教育 中型(甲):青森丸 通信長 1 中型(甲):青森丸 一等航海士 1 小型(ヱ):ラみねこ 船長 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												
中型(甲): 青森丸 一等航海士 1 小型(乙): うみねこ 船長 1 5級 中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 0 0.0					教育				5			
小型(乙): うみねこ 船長 1 5級 中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 0 0.0					^^				•			
5級 中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務 0 0.0												
	5級	中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務	0	0.0	 	- 1 主(ロ)、ブッドイルに	MIX					
	J 49X					1	1	46	46	46		

| 台 計 | 46 | 100.0 | (備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

④ 教育職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	슴	計		内記	尺			聘	制上の	段階
明以行为リノ和父	秋川本学順併衣に尻たりる本学とはる順併	(人)	(%)	部局	機関名	職名	()	()	(人)	(%)	段階
	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、	103	3.3			教諭	4				
	養護教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務			教育		実習講師	85	103	103	3.3	助教諭級
						寄宿舎指導員	14				
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭	2,845	90.9			教諭	2,402				
	又は栄養教諭の職務					栄養教諭	3				
						養護教諭	88				
						指導主事	57				
						主任指導主事	2				
				教育		社会教育主事	1	2.845	2,845	90.9	教諭級
				秋日		実習教諭	100	2,040		90.9	分別別収
						主任寄宿舎指導員	27				
						教諭【再任用】	160				
						養護教諭【再任用】	3				
					総合学校教育センター	課長	1				
					総合社会教育センター	課長	1				
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	109	3.5			教頭	107				
				教育		主任指導主事	1	109	109	3.5	教頭級
					総合学校教育センター	課長	1				
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	74	2.4	教育		校長	74	74	74	2.4	校長級
	合 計 機関名 増け 機関名等がたけれげ特定できたい	3,131	100.0				3,131	3,131	3,131		

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

⑤ 教育職給料表(二)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	台	計			内訳			ಾ	制上の	段階
以 付分 ∪ノ 前久	級別基準職務表に現止する基準Cはる職務	(人)	(%)	部局	機関名	職名	()	()	(人)	(%)	段階
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護教諭の職務	0	0.0								助教諭
2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養	5,993	87.3			教諭	5,268				
	教諭の職務					栄養教諭	41				
						養護教諭	367				
						指導主事	55				
						社会教育主事	14				
				教育		主任社会教育主事	2	5,993	5.993	87.3	教諭級
				秋月		研究員	16	5,995	5,995	67.3	教訓秘
					梵珠少年自然の家	課長	1		l		
					総合社会教育センター	課長	1				
						教諭【再任用】	208				
						栄養教諭【再任用】	2				
						養護教諭【再任用】	18				i
3級	中学校又は小学校の教頭の職務	446	6.5			教頭	433				
						主任指導主事	8				
				教育		主任社会教育主事	2	446	446	6.5	教頭級
					総合学校教育センター	課長	2				
					総合社会教育センター	課長	1				
4級	中学校又は小学校の校長の職務	424	6.2			校長	412				
				教育	教育事務所	次長	6	424	424	6.2	校長級
					教育事務所	課長	6				
	合 計	6,863	100.0				6,863	6,863	6,863	$\overline{}$	

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

⑥ 研究職給料表

職務の級		合	計			内訳			ಾ	制上の	
相以有力・フィルス	成別を平城彷衣に枕たりるを平となる戦功	(人)	(%)	部局	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	22	21.8	知事		技師 学芸員	18 1	19			
				教育		研究員	1	1	22	21.8	一般職員
				警察	科学捜査研究所	研究員	1	0			
				言杂	科学捜査研究所	主任研究員	1	2			
2級	主任研究員の職務	26	25.7	知事		主査	6	20			
				재尹		主任研究員	14	20			
				教育		学芸主査	1	2	26	25.7	主査級
						研究主査	1				
				警察	科学捜査研究所	専門研究員	4	4			
3級	1 総括研究管理員の職務	45	44.6			主幹	16				
	2 研究管理員の職務					研究管理員	3				
	3 研究所等の部の長の職務			知事		学芸主幹	3	25			
				\^# _	環境保健センター	部長	1	20			
					原子カセンター	課長	1		34	33.7	主幹級
						主査	1				
				教育		主任学芸主査	5	6			
						主任研究主査	1	Ü			
				警察	科学捜査研究所	科長	3	3			
						総括主幹	5				
				知事		総括研究管理員	2	9			
				M #		総括学芸主幹	1	3	11	10.9	総括主幹級
					美術館	課長	1				
				教育		学芸主幹	2	2			
4級	1 研究所等の長の職務	8	7.9	警察	科学捜査研究所	研究管理官	3	3	3	3.0	副参事級
	2 研究管理官の職務			知事		総括副参事	1	2			
					環境保健センター	所長	1		5	5.0	課長級
				警察	科学捜査研究所	総括研究管理官	3	3			
5級	困難な業務を行う研究所等の長の職務	0	0.0								
	合 計	101	100.0				101	101	101		

⑦ 医療職給料表(一)

少 医鸡咽													
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	싐	計		内訳			聘	制上の	段階			
相以作为リノ和ス		(人)	(%)	部局	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	技師の職務	0	0.0							一般職員			
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1	10.0	知事	療育福祉センター	科長	1 1	1		総括主幹級			
3級	1 地域県民局地域健康福祉部長の職務	8	80.0			副参事	1 1	1	10.0	副参事級			
	2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務				療育福祉センター	部長	2						
				知事	精神保健福祉センター	所長	1 4	4	40.0	課長級			
				ハチ	県民局健康福祉部	総室長	1						
						参事	2 2	2	30.0	次長級			
					県民局健康福祉部	保健医療対策監	1 3	٥	30.0				
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務	1	10.0	知事		部長	1 1	1	10.0	部長級			
	合 計	10	100.0		·	•	10 10	10					

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

⑧ 医療職給料表(二)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計			内訳			職	制上の	段階
以 介労 ひノ 耐久		(人)	(%)	部局	機関名	職名	()	()	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0	0.0								
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技	74	33.0	知事		技師	55	55	74	33.0	一般職
	師の職務			教育		栄養士	19	19			
3級	主査の職務	22	9.8	知事		主査	20	20			
				教育		主任栄養士	2	2			
4級	困難な業務を行う主査の職務	40	17.9	知事		主査	24	30	62	27.7	主査級
				재尹		主任専門員【再任用】	6	30			
				教育		主任栄養士	10	10			
5級	1 総括主幹の職務	76	33.9			主幹	40				
	2 主幹の職務				食肉衛生検査所	課長	2				
	3 出先機関の課長の職務			知事	県民局健康福祉部	課長	6	58		00.0	→ ±∧ 41
					県民局農林水産部	課長	9		59	26.3	主幹系
						技師	1				
				教育		主任栄養士	1	1			
				知事		総括主幹	12	17	17	7.6	総括主幹
				재爭	県民局農林水産部	副所長	5	17	''	7.0	秘拉工针
6級	家畜保健衛生所等の長の職務	9	4.0		食肉衛生検査所	支所長	1				
					県民局健康福祉部	次長	2				
				知事	県民局健康福祉部	衛生指導監	1	9	9	4.0	副参事
					食肉衛生検査所	所長	1				
					県民局農林水産部	所長	4				
7級	困難が業務を行う家畜保健衛生所等の長の職務	3	1.3		食肉衛生検査所	所長	1				
				知事	動物愛護センター	所長	1	3	3	1.3	課長級
					県民局農林水産部	所長	1				
	合 計	224	100.0		·		224	224	224	$\overline{}$	

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

⑨ 医療職給料表(三)

り 医療権	\$枯朴衣(二 <i>)</i>										
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計		F	内訳			ಾ	制上の	段階
相以イガリノ和父	秋川本学戦防衣I-尻たりる本学Cはる戦防	(人)	(%)	部局	機関名	職名	(人))	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0	0.0								
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技	43	45.7	知事		技師	41	43	43	45.7	一般職員
	師の職務			재尹		専門員【再任用】	2	40			
3級	主査又は主任看護師の職務	16	17.0			主査	9				
				知事		主任看護師	3	16			
				~ *		主任専門員【再任用】	3	10			
						技師	1		26	27.7	主査級
4級	困難な業務を行う主査又は主任看護師の職務	10	10.6			主査	1				
				知事		主任看護師	8	10			
						技師	1				
5級	1 総括主幹又は総括主幹看護師の職務	25	26.6			主幹	4				
	2 主幹又は主幹看護師の職務					主幹看護師	4				
	3 出先機関の課長の職務			l	療育福祉センター	科長	1				
				知事	療育福祉センター	課長	2	20	21	22.3	主幹級
					県民局地域健康福祉部	課長	3		21	22.0	+T/IIX
						主査	1				
						主任看護師	5				
				警察		主幹	1	1			
				知事		総括主幹	3	3	4	4.3	総括主幹級
				警察		課長補佐	1	1	7	4.0	#UJII THE
	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	0	0.0								
7級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務	0	0.0								
	合 計	94	100.0				94	94	94	_	

⁽備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

(2)技能労務職員の状況(令和2年4月1日現在) 〇 技能職給料表

〇 技能権	第右科衣										
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	슫	計		内訳				聙	制上の	
相以がりの解文	級別を学典的教に別たするを学となる戦的	(人)	(%)	部局	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能技師の職務	5	1.8	教育	榜	幾関員	2	5			
				秋日		甲板員	3	J			
	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技	7	2.6	知事		支能技師	3	5			
	師の職務			~ 7		支能主事	2				
				教育		幾関員	1	2			
				27.13		甲板員	1				
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師の	47	17.2	知事		支能技師	5	7			
	職務			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		機関員	2				
						支能主事	3				
						甲板員	3				
				教育		支能技師【再任用】	19	36			
						支能主事【再任用】	10				
						甲板員【再任用】	1				
			警	警察		支能技師【再任用】	1	4	274	100.0	一般職員
- 47						支能主事【再任用】	3				
	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を	138	50.4			支能技師	71				
	行う技能技師の職務			知事		沿長兼技能技師 1977		75			
						守衛	1				
						司厨員	2				
				教育		支能技師	12	63			
				教育		支能主事	50	63			
- 4T	京座の社会なは20時と2番に、社に日報な業		00.4			甲板員	1				
	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師の職務	77	28.1	知事		支能技師	31	32			
	務を行う技能技師の職務					中衛長	1				
				教育		支能技師	18	43			
				叙育		支能主事	24	43			
				荷女をなっ		機関員	1				
	合 計	274	100.0	警察	12	支能技師	274	274	074		
		2/4	100.0				2/4	2/4	274		

□ 2/4 | 100.0 | 位 計 (提名・新なければ特定できない際に係る機関等の名称を記載している。 (備考2) 知事部局には、議会事務局及び各種委員会等を含む。

(3)公営企業職員(工業用水道事業)の状況(令和2年4月1日現在) ① 企業職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	内訳				聘	制上の	段階
明以が近り形文	級別を学典的教に別たするを学となる順的	(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
	主事又は技師の職務	1	5.9		技師	1			
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主	3	17.6		主事	2	4	23.5	一般職員
	事又は技師の職務	J	17.0		技師	1			
	主査の職務	3	17.6		主査	3	3	17.6	主査級
4級	1 主幹の職務	7	41.2		主幹	4			
	2 事業所の課長の職務				主査	1	7	41.2	主幹級
				八戸工業用水道管理事務所総務課、給水課	課長	2			
5級	1 総括主幹の職務	2	11.8		総括主幹	1	2	110	総括主幹級
	2 相当困難な業務を行う事業所の次長の職務			八戸工業用水道管理事務所	次長	1	2	11.0	◆67日工¥T ₩X
6級	相当困難な業務を行う事業所の長の職務	1	5.9	八戸工業用水道管理事務所	所長	1	1	5.9	副参事級
7級	困難な業務を行う事業所の長の職務	0	0.0						
	合 計	17	100.0			17	17	_	

② 企業職給料表(二)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	·計	内訳			鞘	機制上の	段階
明以がリンが区		(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能技師の職務	0	0.0						
	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技 師の職務	0	0.0						
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務	0	0.0] ,	100.0	一般職員
	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を 行う技能技師の職務	1	100.0		技能技師	1	'	100.0	以机员
	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師の職務	0	0.0						
	合 計	1	100.0			1	1		

⁽備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

(4)公営企	業職員	(病院事業)	の状況((令和2年4	1月1日瑪	Œ
(1)病院局	行政職	給料表				
ı							

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳			ಾ	制上の	段階
地がりの		(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	52	55.3		主事	42			
					技師	10	58	61.7	一般職員
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う	6	6.4		主事	5] "	01.7	州 文400.500
	主事又は技師の職務				技師	1			
3級	主査の職務	8	8.5		主査	7	8	8.5	主査級
					主任専門員【再任用】	1	Ů	0.0	工且版
4級	1 主幹の職務	15	16.0		主幹	12			
	2 出先機関の課長の職務				医事専門官	1	15	16.0	主幹級
					主幹専門員【再任用】	11			
					主査	1			
5級	1 総括主幹の職務	6	6.4		総括主幹	4	6	6.4	総括主幹級
	2 出先機関の長の職務				課長	2			,
6級	1 本庁の課長代理又は副参事の職務	2	2.1	管理課、医事第一課	副参事	2	2	2.1	副参事級
	2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務						_		14.75 7 14.00
7級	1 本庁の課長又は総括副参事の職務	3	3.2	経営企画室、つくしが丘病院運営室	室長	2	3	3.2	課長級
	2 困難な業務を行う出先機関の長の職務				課長	1	_		p1.24.00
8級	1 本庁の次長又は参事の職務	1	1.1		部長	1	1 1	1.1	次長級
	2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務								グ及物
9級	1 本庁の部長又は理事の職務	1	1.1		局長	1	1 1	1.1	部長級
	2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務								Th TY-liv
10級	1 本庁の特に重要な業務を行う部長の職務	0	0.0						
	2 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務								
	合 計	94	100			94	94	_	

② 病院局医療職給料表(一)

<u>⊌ איזאוראר</u>								
職務の級	職務の級 級別基準職務表に規定する基準となる職務		計	内訳		耳	機制上の	段階
相成行力のフィルス	秋川至平城が及に死たする至年による城が	(人)	(%)	機関名 職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	91	46.7	医師	91	91	46.7	一般職員
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	20	10.3	副部長	20	52	26.7	総括主幹級
3級	1 地域県民局地域健康福祉部長の職務	78	40.0	副部長	32	32	20.7	#010 T-+T #0
1				部長	40			
	2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を			総括副参事	1	42	21.5	課長級
	行う職務			つくしが丘病防				
				センター長、音	『門長 4	4	2.1	次長級
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業	6	3.1	副院長	3			
	一巻ので同及の知識性歌に塗りと特に四葉な米			院長	2	6	3.1	部長級
				医療管理監	1			
	合 計	195	100.0	·	195	195		

③ 病院局医療職給料表(二)

職務の級	D級 級別基準職務表に規定する基準となる職務		計	内訳			職	段階	
4以介力 Uフ NX	秋川至平城仂衣に尻たりる至平となる城仂	(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	2	1.1		技師	2			
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技	125	67.6		技師	123	127	68.6	一般職員
	師の職務				専門員【再任用】	2			
3級	主査の職務	19	10.3		主査	15			
					主任専門員【再任用】	4	28	15.1	主査級
4級	困難な業務を行う主査の職務	9	4.9		主査	9			
5級	1 総括主幹の職務	29	15.7		主幹	23	24	13.0	主幹級
	2 主幹の職務				技師長	1	27	10.0	+T/IX
	3 出先機関の課長の職務				副部長	1	5	2.7	総括主幹級
					技師長	4	J	2.7	
	家畜保健衛生所等の長の職務	0	0.0						副参事級
7級	困難が業務を行う家畜保健衛生所等の長の職務	1	0.5		部長	1	1	0.5	課長級
	合 計	185	100.0			185	185	$\overline{}$	

④ 病院局医療職給料表(三)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	台	計	内訳			ಾ	制上の	段階
地労の被		(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	1	0.1	専	[門員【再任用】	1			
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技	552	70.0	技	支師	544	553	70.1	一般職員
	師の職務			夷	[門員【再任用】	8			
3級	主査又は主任看護師の職務	76	9.6	主	任看護師	53			
					支師	9			
					任専門員【再任用】	14	138	17.5	主査級
4級	困難な業務を行う主査又は主任看護師の職務	66	8.4		任看護師	60			
					支師	2			
					幹専門員	4			
5級	1 総括主幹又は総括主幹看護師の職務	83	10.5		護師長	13			
2 主幹又は主幹看護師の職務				E幹看護師	26	74	9.4	主幹級	
	3 出先機関の課長の職務				f護専門官	9	/ '	0.1	
					任看護師	20			
					技師	2			
					療安全管理室次長	1			
					8括主幹看護師	10	13	1.6	総括主幹級
					- 席看護専門官	2			
6級		10	1.3		導監	4			
	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職				7長	1	7	0.9	副参事級
	務				医療連携部次長	1		0.0	m12 7 100
					青報管理課長	1			
					で長	2	3	0.4	課長級
				つくしが丘病院 部	『長	1		•	IDI ICIDA
	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務	1	0.1	中央病院	『長	1	1	0.1	次長級
	合 計	789	100.0			789	789	_	

⑤ 病院局医療職給料表(四)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	は 注強した る 酔 致 合計 内訳		職制上の段		段階			
明以がりの可以		(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
	技師の職務	5	22.7		技師	5			
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技 師の職務	16	72.7		技師	16	21	95.5	一般職員
3級	主査の職務	0	0.0						主査級
4級	主幹の職務	0	0.0						主幹級
5級	総括主幹の職務	1	4.5		総括主幹	1	1	4.5	総括主幹級
6級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	0	0.0						副参事級
7級	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	0	0.0						課長級
	合 計	22	100.0			22	22	_	

⑥ 病院局技能職給料表

<u> </u>										
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	トたる職務 合計		内訳			聘	制上の	段階	
中以イカ・ノ・小人	級別を平戦物数に就定するを平となる戦物	(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	技能技師の職務	0	0.0							
2 救	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技 師の職務	0	0.0			0				
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務	3	23.1		技能技師【再任用】	3	1			
	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を 行う技能技師の職務	3	23.1		技能技師	3	13	100.0	一般職員	
5級		7	53.8		技能技師	5				
	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業				技能主事	1				
	務を行う技能技師の職務				調理長	1				
		13	100.0		1	13	13			

Ⅳ 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

(1) 通常の勤務時間

職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

(R2.4.1 現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時~午後1時	7時間45分

- (注) 1 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではない。
 - 2 県立学校等では、各校の事情に応じて、それぞれ勤務時間が定められている。
 - 3 育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員について、公務の運営に支障がない場合には、休憩時間を午後0時~午後0時45分とし、勤務時間の終了時刻を15分繰り上げることを認めている。(病院局、警察本部を除く。以下、(2)及び(3)において同じ。)

(2) 早出遅出勤務

育児又は介護を行う職員で、一定の要件を満たす場合は、早出又は遅出勤務を利用することができますが、その勤務時間は、次のとおりです。

【早出勤務】 午前7時30分~午後4時15分

午前7時45分~午後4時30分

午前8時~午後4時45分

午前8時15分~午後5時

【遅出勤務】 午前8時45分~午後5時30分

午前9時~午後5時45分

午前9時15分~午後6時

午前9時30分~午後6時15分

午前9時45分~午後6時30分

午前10時00分~午後6時45分

(休憩時間は、(1) の場合と同様です。)

また、令和元年度における利用状況は、次のとおりです。

(H31. 4. 1∼R2. 3. 31)

D //	利用者	左の	内訳	備考		
区分	実人数	早出勤務	遅出勤務	加		
育児を行う職員	49人	3 1 人	18人	早出:男7人、女24人		
(未就学児)	4 9 人	31人		遅出:男8人、女10人		
育児を行う職員	17人	1 2 人	5人	早出:男5人、女7人		
(就学児(学童保育))	17人	12八		遅出:男3人、女2人		
 介護を行う職員	2 人	1 1	- I	早出:男0人、女1人		
月度で17月10日	2八	1人	1 八	遅出:男0人、女1人		

(3) 時差出勤

(1) 及び(2) の勤務時間のほか、次のとおり時差出勤を実施しています。

【知事部局等、教育庁等】

(R2.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	
B0勤務	午前7時30分から午後4時15分まで	
B 1 勤務	午前7時45分から午後4時30分まで	
B 2 勤務	午前8時00分から午後4時45分まで	
B3勤務	午前8時15分から午後5時00分まで	
C 1 勤務	午前8時45分から午後5時30分まで	午後0時から午後1時まで
C 2 勤務	午前9時00分から午後5時45分まで	
C 3 勤務	午前9時15分から午後6時00分まで	
C 4 勤務	午前9時30分から午後6時15分まで	
C 5 勤務	午前9時45分から午後6時30分まで	
C 6 勤務	午前10時00分から午後6時45分まで	

<実施目的>

職員の仕事と生活の調和の推進

【病院局】 (R2.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間				
基本勤務	午前8時15分から午後4時45分まで	午後0時15分から午後1時まで				
A勤務	午前9時30分から午後6時まで	午後 0 時 3 0 分から 午後 1 時 1 5 分まで				
B勤務	午前10時15分から午後6時45分まで	午後0時15分から午後1時まで				

<実施目的>

各種会議等の開催等業務に対応するため

【警察本部】 (R2.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間				
基本勤務	午前8時30分から午後5時15分まで					
早出A勤務	午前7時00分から午後3時45分まで					
早出B勤務	午前7時30分から午後4時15分まで					
早出C勤務						
遅出A勤務						
遅出B勤務	午前9時30分から午後6時15分まで					
遅出C勤務	午前10時00分から午後6時45分まで					
午後出勤務	午後1時00分から午後9時45分まで	午後5時15分から				
		午後6時15分まで				

<実施目的>

職員の仕事と生活の調和の推進

令和元年度における利用状況は、次のとおりです。

【時差出勤】

(H31. 4. 1∼R2. 3. 31)

実施機関	期間	区分	B勤務の利用者 実人数	C勤務の利用者 実人数	
	4~6月	子の養育、親族の介護等	80人	20人	100人
知事部局等	4~6月	遠距離通勤等	63人	21人	84人
	7~3月	仕事と生活の調和	381人	116人	497人
		通勤混雑緩和	50人	8人	58人
教育庁等	通年	職業生活と家庭生活の両立支援	8 2 人	1 3人	95人

(注) 知事部局等においては、令和元年7月1日から時差出勤できる要件を廃止し、区分を「職員の仕事と生活の調和の推進」に統一した。

(H31. 4. 1∼R2. 3. 31)

実施機関	期間	区分	B勤務の利用者 実人数	C勤務の利用者 実人数	#
病院局	通年	各種会議等の開催等業 務	102人	168人	270人

(H31. 4. 1∼R2. 3. 31)

実施機関	期間	早出A、早出B、 早出C勤務の 利用者実人数	遅出A、遅出B、 遅出C勤務の 利用者実人数	午後出勤務の 利用者実人数	<u>≅</u> †
警察本部	通年	255人	77人	286人	618人

2 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間がありますが、それらの令和元年中(介護休暇及び介護時間については、令和元年度中)の取得状況については、次のとおりです。

(1) 年次休暇の取得状況

(H31. 1. 1∼R1. 12. 31)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
A	В	С	B/C	B/A
677, 479. 9 日	216, 389. 9 日	17,737 人	12.2 日	31.9%

- (注) 1 対象職員には、派遣職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、期間中に育児 休業又は休職をした職員、調査対象期間の中途に採用された職員は含まない。
 - 2 半日は0.5日とし、時間数は7時間45分を1日に換算して計上している。

(2) 病気休暇の取得状況

(H31. 1. 1∼R1. 12. 31)

取得者実人数	取得実績	(延べ)
以付有 天八剱	日数	時間数
3, 105 人	38, 279 日	14, 233 時間

- (注) 1 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員は含まない。 (以下、特別休暇、介護休暇、介護時間及び育児休業等において同じ。)
 - 2 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日として計上している。

(3) 特別休暇の取得状況

(H31. 1. 1∼R1. 12. 31)

往 叛		取得者	取得実績	(延べ)
種類 (P2 4 1 現在)	付与日数 (概要)	実人数	日数	時間数
(R2.4.1 現在)		(人)	(日)	(時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	5	0. 5	5
証人等休暇	必要と認められる期間	8	18.0	2
骨髄移植等休暇	必要と認められる期間	2	4. 5	11
ボランティア休暇	7 日	8	10.0	24
結婚休暇	連続7日	194	1,094.0	7
打起の类数超速体体 肥	必要と認められる期間	4		38
妊婦の業務軽減等休暇	(適宜の休息又は補食)	4	_	38
石垣の 済勘經和仕岬	必要と認められる期間	1.1		000
妊婦の通勤緩和休暇	(1日1時間以内)	11	_	236
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	159	390. 5	1, 127
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	206	9, 155. 0	0
産後休暇	8週間	216	10, 755. 0	0
育児休暇	1日2回、各60分以内	86	_	4, 304
生理休暇	必要な期間	44	142.0	56
配偶者出産休暇	3 日	248	544. 5	318
育児参加休暇	5 日	165	465. 5	354
子の看護休暇	5日 (2人以上は10日)	2, 548	5, 086. 0	15, 101
短期介護休暇	5日 (2人以上は10日)	390	825. 0	3, 075
服忌休暇	1日~連続10日	2, 214	5, 927. 5	528
祭日休暇	1日	257	260.5	92
夏季休暇	4日	17, 835	69, 529. 0	386
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	0	0	0
出勤困難休暇	必要と認められる期間	54	13. 5	127
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0	0	0

⁽注) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日とし、30分は1時間として計上している。

(4) 介護休暇の取得状況

(H31. 4. 1~R2. 3. 31)

	介護休暇			<u> </u>	要介護者数	数 (人)			
	取得者数 (人)	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	3	1	2	0	0	0	0	0	0
女性職員	23	3	12	5	2	0	0	1	0
計	26	4	14	5	2	0	0	1	0

【取得形式別】

	休暇の取得形式別 (人)				
	計	全日型中心	時間型中心	その他	
男性職員	3	3	0	0	
女性職員	23	22	1	0	
計	26	25	1	0	

【承認期間別】

		介護休暇承認期間別 (人)							
	計	1 月 円 下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5月超え		
	ΠΠ	1月以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	5月趋ん		
男性職員	3	0	2	0	1	0	0		
女性職員	23	3	6	5	3	1	5		
計	26	3	8	5	4	1	5		

(注) 介護休暇取得者数については、令和元年度中に介護休暇を取得開始した職員数を計上して おり、前年度から引き続き取得中の職員は含まない。

(5)介護時間の取得状況

(H31. 4. 1∼R2. 3. 31)

	介護時間		要介護者数 (人)						
	取得者数 (人)	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	1	1	0	0	0	0	0
計	2	0	1	1	0	0	0	0	0

【承認期間別】

		介護時間承認期間別 (人)						
	<u>≅</u> †	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月	1年6月 超え	2年超え 2年6月	2年6月 超え	
男性職員	0	0	0	以下 0	2 年以下 0	以下 0	0	
女性職員	2	1	0	0	0	0	1	
計	2	1	0	0	0	0	1	

3 育児休業等の取得状況

(1) 育児休業の取得状況

育児休業の令和元年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得	者数(人)
	令和元年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	33	2
女性職員	219	258
計	252	260

【承認期間別】

	育児休業承認期間別(令和元年度新規取得者) (人)						
	6月以下	6月超え	1年超え	1年6月超え	2年超え	2年6月超え	計
	6万以下	1年以下	1年6月以下	2年以下	2年6月以下	2年0月旭ん	
男性職員	29	4	0	0	0	0	33
女性職員	5	79	78	33	4	20	219
計	34	83	78	33	4	20	252

また、令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(前年度に取得可能となった職員を除く。)と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (人)		
	(育児休業対象者数) うち育児休業取得者数		
男性職員	307	21 (6.8%)	
女性職員	219	214 (97.7%)	
計	526	235 (44.7%)	

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者(産後休暇中の者を除く。)

(2) 部分休業の取得状況

部分休業の令和元度中の取得状況は、次のとおりです。

	部分休業取得者数 (人)			
	令和元度新規取得者	前年度から取得中の者		
男性職員	3	0		
女性職員	26	24		
計	29	24		

【承認期間別】

	部分休業承認期間別(令和元年度新規取得者) (人)						
	1 年 11 下	1年超え	2年超え	3年超え	4年超え	こ年初ら	計
	1年以下	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	5年超え	
男性職員	3	0	0	0	0	0	3
女性職員	20	1	1	2	2	0	26
計	23	1	1	2	2	0	29

(3) 育児短時間勤務の取得状況

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分の短時間勤務を可能とするものですが、令和元年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児短時間勤務取得者数 (人)				
	令和元年度新規取得者	前年度から取得中の者			
男性職員	0	0			
女性職員	1	1			
計	1	1			

【承認期間別】

	育児短時間勤務承認期間別(令和元年度新規取得者) (人)				
	り日いて	3月超え	6月超え	0.日初ら	計
	3月以下	6月以下	9月以下	9月超え	1
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
計	1	0	0	0	1

【勤務形態別】

	勤務形態別(令和元年度新規取得者) (人)				
	1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	計
	(週 19 時間 35 分)	(週 24 時間 35 分)	(週 23 時間 15 分)	(週 19 時間 25 分)	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
計	1	0	0	0	1

4 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学等における修学のため、2年以内、1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、令和元年度中の取得状況は、次のとおりです。

	取得者数(人)		
	令和元年度新規取得者	前年度から取得中の者	
男性職員	0	0	
女性職員	1	0	
計	1	0	

5 高齢者部分休業の取得状況

高齢者部分休業は、定年退職日前5年以内の日から定年退職日までの期間における 1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、令和元年度中の取 得者はありませんでした。

6 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、大学等課程の履修 については2年以内、国際貢献活動については3年以内の休業を可能とするものです が、令和元年度中の取得状況は、次のとおりです。

		自己啓発等休業取得者数 (人)				
	令和元年度	新規取得者	前年度から	取得中の者		
	大学等課程の履修	国際貢献活動	大学等課程の履修	国際貢献活動		
男性職員	0	0	0	0		
女性職員	0	0	2	0		
計	0	0	2	0		

7 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、 3年以内の休業を可能とするものですが、令和元年度中の取得状況は、次のとおりです。

	取得者数(人)		
	令和元年度新規取得者	前年度から取得中の者	
男性職員	0	0	
女性職員	2	2	
計	2	2	

V 分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第28条の規定に基づき分限処分に付されることになりますが、令和元年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類(延べ件数) 分限処分 (件)					
処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	249		249
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は	0	0			0
過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	249	0	249

2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分に付されることになりますが、令和元度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)						
処分事由	戒告	減給	停職	免職	計		
法令に違反した場合	0	0	1	0	1		
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	1	0	2		
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	11	1	0	3	15		
計	11	2	2	3	18		

【具体的事由別】

	処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)				
具体	本的事由	戒告	減給	停職	免職	計
<u> </u>	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
本	一般服務違反関係	0	1	1	1	3
人の	一般非行関係		1	1	0	2
行	収賄等関係		0	0	0	0
為	道路交通法違反		0	0	2	13
何	小計		2	2	3	18
監督責任		0	0	0	0	0
	計		2	2	3	18

(注) 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合は、主たる事由のみを計上している。

VI 服務の状況

1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、 当該義務が免除される場合(職専免)として、次の場合があります。

(R2.4.1 現在)

職専免が認めり	られる場合
---------	-------

I 法律に特別な定めがある場合

(例) 地方公務員法(以下「法」という。)第55条第8項に規定された適法な交渉

Ⅱ 条例に特別な定めがある場合 《以下の1~3》

- 1 研修を受ける場合
- 2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合

3 上記の他、人事委員会が定める場合 《以下の①~⑧》

- ① 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- ② 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- ③ 法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
- ④ 法第49条の2の規定による審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
- ⑤ 法第55条第11項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
- ⑥ 県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
- ⑦ 休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合

⑧ 上記の他、人事委員会が特に認める場合 《以下のア~ケ》

- ア 大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業を受講する場合(30 日以内)
- イ 高等学校の通信制課程の長期面接授業に出席する場合(10日以内)
- ウ 夜間制2年課程の看護婦養成所に在学する職員が、所定の実習授業を受講する場合(30 日以内)
- エ スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合
- オ 青森県民駅伝競走大会に役員等として参加する場合
- カ 青年の船事業及び国際協力事業団の専門家派遣事業に参加する場合
- キ 家族を看護する場合(3日以内)
- ク 全国障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
- ケ 非常勤の消防団員として県内各市町村の消防団活動に従事する場合
- (注) ⑧の各場合 (ア〜ケ) については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もある。また、これらは知事部局における取扱いであり、他の任命権者もおおむねこれにならっているが、一部を承認対象としていない場合もある。

2 営利企業への従事等の制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業への従事等をする場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、人事委員会規則で次のとおり定められています。

(R2.4.1 現在)

- (1) 職務の遂行に支障がないこと
- (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (3) 地方公務員法の精神に反しないこと

また、令和元度中の許可状況(新規の許可及び過年度の許可に係る更新)については、次のとおりです。

区分	延べ人数 (人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的と する会社その他の団体の役員、顧問、評議員そ の他これらに準ずる地位を兼ねる場合	9	・株式会社(第3セクター)役員
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	7	・相続による不動産経営
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	381	・試験監督員等(検定試験等)・非常勤講師(大学、公益団体等)・嘱託医等(公益団体等)・鑑定人(検察庁等)
計	397	

Ⅲ 退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2から第38条の7までの規定において、職員の退職管理について定められています。

これを受けて、本県においては、「職員の退職管理に関する条例」に基づき、退職時の職 位が課長級以上の職員に対して、離職後2年間、再就職情報の届出を義務付けています。

令和元年度中に県を退職した課長級以上の職員に係る令和2年7月31日現在の再就職 状況は、次のとおりです。

【退職職員(※1)の再就職状況の概要】

	県に再就職			県以外に再就職					
	再任用	その他	国、他	地方独	公社等	その他	小計	届出	計
区分			地方公	立行政	(※2)	民間団		なし	
			共団体	法人		体等			
			等						
知事部局等	21	1	3	2	8	25	60	5	65
病院局	1	0	0	0	0	3	4	1	5
教育庁等 (※3)	8	1	0	0	0	5	14	9	23
数 察	0	0	1	0	1	8	10	0	10
計	30	2	4	2	9	41	88	15	103

- ※1 退職時の職位が課長級以上の職員。ただし、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となった職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき退職して団体へ派遣された職員を除く。
- ※2 県が出資等を行う法人(地方独立行政法人を除く。)で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人及び県が25%以上出資等している法人(令和2年7月1日現在22法人)
- ※3 教育庁及び教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関

Ⅲ 研修の状況

1 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修(職場研修、自己啓発、派遣研修等を除く。)として、令和元年度に実施した内容については、次のとおりです。

【自治研修所研修】

区分	研修名	対象者	修了者数 (人)
	新採用者前期研修	新たに採用された職員	155
	新採用者後期研修	新採用者前期研修を修了した職員	151
	主事・技師研修	主事・技師等の職にある職員で、採用から所定の年数を経過した職員	103
++-	主査研修	主査(主査級)に昇任した職員	60
基本	主査第2部研修	主査(主査級)に昇任後3年の年数を経 過した職員	53
研	主幹研修	主幹(主幹級)に昇任した職員	99
修	管理者入門研修	新たに本庁のグループマネージャー又は 出先機関の課長等の職に就いた職員	109
	課長研修	課長(課長級)に昇任した職員	51
	再任用者研修	新たに任用された再任用職員	64
	小計		845
	法制執務研修	全階層	22
	ロジカルシンキング研修	同上	20
	地域力創造研修	同上	9
	政策法務研修	同上	12
	ワンペーパー資料作成術研修	同上	40
	クレーム対応研修	同上	16
	わかりやすい話し方・説明のしかた研修	同上	42
選	交渉力向上研修①~WIN・WINの交渉術~	同上	18
択	交渉力向上研修②~行政事例に学ぶ実践的交渉術~	同上	9
研	ロジカルプレゼンテーション研修	同上	34
修	リスクマネジメント研修	主幹級以上の職員	11
	トレーナー研修	全階層 (トレーナーは必修)	93
	メンバーの能力とやる気を高めるOJT研修	全階層	14
	ダイバーシティマネジメント研修	主幹級以上の職員	9
	タイムマネジメント研修	全階層	12
	仕事の段取り力向上研修	同上	35
	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修	全階層の女性職員	19
	小計		415

特別	管理者セミナー	総括主幹級~部長級の職員	143
特別研修	小計		143
	計		1, 403

(注)研修の多くが県職員と市町村職員等との合同研修であるが、表では県職員の状況のみを記載している。

【部局研修】

・ 知事部局における各種専門研修 (計1,050名修了)

【各任命権者が個別に実施した研修】

- ・ 病院局における各種研修 (計284名修了)
- ・ 教育庁等における各種研修 (計4,764名修了)
- ・ 警察本部における各種研修 (計4,433名修了)

区 福祉及び利益の保護の状況

1 セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント(セクハラ)防止対策として、令和元年度 に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容			
	セクハラ相談室の管理運営(専門相談員2名)			
知事部局	自治研修所での研修実施(カリキュラムの一部として)			
	所属相談員の周知			
病院局	相談体制の周知			
7件[元月]	セクハラ相談員による相談受付			
教育庁等	専門相談員の設置及び周知			
教育月 寺	所属相談員の周知			
	ハラスメント相談研修会の実施			
歡察	執務資料の発出			
	ハラスメント目安箱の運用			
選挙管理委員会事務局	所属相談員の周知			

(注) 「教育庁等」とは、教育庁及び学校以外の教育機関を指す。(以下2~4において同じ。)

2 パワーハラスメントの防止対策

職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)防止対策として、令和元年度に実施 した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容		
知事部局	自治研修所での研修実施(カリキュラムの一部として)		
和事部/则	相談員の周知		
病院局	相談体制の周知		
7约75元7月	相談員による相談受付		
教育庁等	所属相談員の周知		
	ハラスメント相談研修会の実施		
歡察	執務資料の発出		
	ハラスメント目安箱の運用		
選挙管理委員会事務局	所属相談員の周知		

3 定期健康診断の実施状況

職員に対する令和元年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

【受診状況】

☆17 E2 AX	対象職員(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
部局等	A	В	B/A
知事部局等	3,765	3,763	99.9
病院局	1,535	1,535	100.0
教育庁等	512	512	100.0
歡察	2,655	2,655	100.0
計	8,467	8,465	99.9

【総合判定結果】

	巫 -	結 果	(人)			有所見率
部局等	受診者数	異常な	里 柘 煤	市区层	治療継	(%)
即的金	メ (人) A	L	要指導	要医療	続	(B+C+D)/
	()() A		В	С	D	A
知事部局等	3,763	389	1,526	997	851	89.7
病院局	1,535	633	356	321	225	58.8
教育庁等	512	43	214	155	100	91.6
警察	2,655	238	1,070	676	671	91.0
計	8,465	1,303	3,166	2,149	1,847	84.6

(注) 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本 部長を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。

4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況

職員に対する令和元年度の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況については、次のとおりです。

【受検状況】

カル 日 <i>大</i> 公	対象職員(人)	受検者数(人)	受検率 (%)
部局等	A	В	B/A
知事部局等	4,417	4,121	93.3
病院局	1,623	1,463	90.1
教育庁等	530	519	97.9
警察	2,700	2,679	99.2
計	9,270	8,782	94.7

(注) 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本 部長を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。

5 職員互助団体への補助の状況

「青森県職員の互助団体に関する条例」の規定に基づき、令和元年度に実施した職員互助団体に対する補助の状況については、次のとおりです。

【会員数】

部局等	互助団体名	会員数(人)
知事部局等	(一財) 青森県職員厚生会	5,113
教育庁等	(一財) 青森県教職員互助会	11,415
警 察	(一財) 青森県警察協会	2,676

【掛金及び補助金】

部局等	掛金収入(千円) A	県補助金(千円) B	A : B
知事部局等	131,442	0	1:-
教育庁等	351,854	0	1:-
警察	57,661	0	1:-

- (注) 1 職員互助団体への補助については、平成19年度から行われていない。
 - 2 「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命 権者の事務局(病院局及び各種委員会等の事務局)を指す。
 - 3 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機 関を指す。

第2部 青森県人事委員会の業務の報告
(令和2年6月8日付けで人事委員会委員長から知事に報告された内容です。)
令和元年度における青森県人事委員会の業務の概要について
令和2年6月8日
рина толо

青森県人事委員会

目 次

		ページ
1	競争試験及び選考の状況	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	3
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	5
4	不利益処分に関する審査請求の状況	5

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており(地方公務員法第17条の2第 1項)、令和元年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりです。

試験の種類		申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員
		中心有剱	受験者数 合格者数		受験者数 合格者数		文映行华	1木川八貝
大	卒 程 度	450	367	233	219	120	3. 1	103
人	卒 程 度	(531)	(427)	(224)	(211)	(119)	(3.6)	(107)
+- \(\frac{1}{2} \)	程度 (社会人枠)	141	91	31	28	15	6. 1	15
八台	1年 文 (江云/八十)	(136)	(97)	(26)	(24)	(8)	(12. 1)	(6)
短	大卒程度	23	19	11	10	3	6. 3	3
及	八 年 柱 及	(19)	(19)	(8)	(7)	(2)	(9.5)	(2)
高	卒 程 度	183	174	80	79	39	4.5	27
回	午 住 及	(214)	(208)	(90)	(89)	(42)	(5.0)	(34)
	警察官A	172	134	106	80	29	4.6	21
	(男性)	(225)	(167)	(127)	(117)	(43)	(3.9)	(35)
	警察官A	39	26	19	12	7	3. 7	7
	(女性)	(67)	(45)	(29)	(25)	(10)	(4.5)	(6)
警	警察官A	1	1	1	1	1	1.0	1
察	(武道指導/柔道)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2.0)	(1)
官	警察官A	2	2	1	1	0	_	-
試	(武道指導/剣道)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
験	警察官B	255	212	162	133	39	5. 4	33
	(男性)	(307)	(247)	(163)	(143)	(41)	(6.0)	(35)
	警察官B	73	59	43	39	12	4.9	10
	(女性)	(104)	(86)	(40)	(38)	(10)	(8.6)	(9)
	合 計	1, 339	1, 085	687	602	265	4. 1	220
		(1,605)	(1, 298)	(709)	(656)	(276)	(4.7)	(235)

- (注) 1 ()内は、平成30年度の実施状況である。
 - 2 受験倍率は 第1次試験の受験者数 である。

(2) 選 考

競争試験によることが不適当であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており(地方公務員法第17条の2)、令和元年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりです。

[適用根拠規定(人事委員会規則6-15第33条各号)別状況]

	部 局	知	事	病院局	教育	警 察	各種	計
規	定	部	局	州阮 同	委員会	本 部	委員会	ĦΤ
第1号	役付の職		人 2	人	人 1	人	人	人 3
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					16		16
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の 試験又は選考に合格した者をもって補充しよう とする職で、当該試験又は選考に係る職と職務 の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認 めるもの					2		2
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に 現に正式に任用されている者又はかつて正式に 任用されていた者をもって補充しようとする職 で、その者が現に任用されている職又はかつて 任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同 等以下と人事委員会が認めるもの		5	4				9
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようと する職で、その者がかつて任用されていた職と 職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会 が認めるもの					6		6
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと 人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性 により職務の遂行能力について順位の判定が困 難であると人事委員会が認める職		15	105		1		121
第7号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)法第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職							
第8号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26 年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により 任期を定めて採用された者をもつて補充しよう とする職							
第9号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適当であると人事委員会が認める職	(5 31)		3			8 (31)
	計		27 31)	109	4	25		165 (31)

⁽注) 1 発令日が31. 4. 1~2. 3.31の採用者である。

^{2 ()}内は、無給併任職員で外数である。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、令和元年10月7日、議会及び知事に対して、県職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

令和元年10月7日

令和元年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<本年の給与等に関する報告及び勧告のポイント>

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(年間 0.05月分)、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

1 給与勧告の基本的考え方

給与勧告に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断

2 本年の給与の改定

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内392民間事業所のうちから無作為 抽出した151事業所を実地調査(完了率92.5%)

<給料表>

- ・職員給与が民間給与を484円 (0.14%) 下回る
 - ※ 県職員と県内民間従業員の平成31年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、 年齢の同じ者同士を比較
- ・人事院勧告の内容に準じ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定 (行政職:大卒程度に係る初任給を1,500円、高卒程度に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定)

<ボーナス>

期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.25月分→4.30月分
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分 (一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.25月 (支給済み)	1.25月 (改定なし)
勤勉手当	0.875月 (支給済み)	0.925月(現行0.875月)
令和2年度 期末手当	1.25月	1.25月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

<実施時期>

・月 例 給:平成31年4月1日 ・ボーナス:令和元年12月1日

【参考】

職員1人当たりの改定後の給与額等〔行政職:平均年齢 41.7歳 経験年数 20.4年〕

平均給与月額 347,906 円 (469円 0.13%) 平均給与額(年間) 5,680 千円 (25千円 0.44%)

- ※1 平均給与月額は、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、 単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。
 - 2 平均給与額(年間)は、平均給与月額の年額に期末手当及び勤勉手当を加えた額である。
 - 3 ()内の数値は、平成31年4月1日在職者の給与を基に改定前後の差を算定したものである。

<その他>

(1) 住居手当

本県の職員公舎の入居料、職員の住居手当の支給実態等のより詳細な分析等や他の都道府県の動向を見極める必要があることなどを踏まえ、引き続き必要な検討

(2) その他の課題

時間外勤務手当等の算定に用いる1時間当たりの給与額の算出方法について、必要な検討

3 人材の確保

・ 人材確保を取り巻く環境は一段と厳しさを増している中、受験者確保の取組を強化している ところ。今後とも任命権者と連携して受験者の掘り起こしを行うなど、本県の将来を担う有為 な人材の確保に取り組む

4 総実勤務時間の縮減

(1) 長時間勤務の是正

ア 時間外勤務の縮減

- ・ 長時間勤務の是正は、職員の健康保持や職務能率の向上のみならず、過重労働による過 労死等の防止、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進や有為な人材の確保と いった観点からも、極めて重要な課題
- ・ 本県においても、職員の時間外勤務の上限設定を行うため、職員の勤務時間、休暇等に 関する条例が改正され、人事委員会規則で具体的な上限時間を設定
- ・ 各任命権者及び各所属においては、適切に勤務時間管理を行うとともに、これまで以上 に縮減に向けた取組を進める必要。各任命権者による詳細な時間外勤務の要因分析、職員 配置の精査、管理職員のリーダーシップによる各所属におけるマネジメントの強化に加 え、業務プロセス改革を促進し、生産性の向上を図ることも必要

イ 教職員の多忙化解消

- ・ 本県教育委員会において多忙化解消に向けた具体的な取組を推進。国においても、中教 審の答申を踏まえ、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかける通知を発出
- ・ 学校現場における教職員の多忙化解消に当たっては、国が示した方策等を基に、教育委員会、校長等の管理職、一人一人の教職員等がそれぞれ担うべき役割を果たしながら、連携して取組を継続していく必要

(2) 年次休暇の取得促進

各所属における業務の効率的運営等を図るのはもちろんのこと、担当者が休んでも所属全体で業務が進められていく事務処理体制を整備していくことで「休暇を取得すると仕事が滞り、周りに迷惑がかかる」といった職員の意識を払拭し、休暇取得に対する周囲の理解を深めていくなど、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めていくことが必要

5 高齢者の雇用

- ・ 人事院は、昨年8月「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、本年の人事管理に関する報告においても、早期実施を要請
- ・ 今後の国の制度設計を踏まえ、引き続き、定年の引上げや再任用制度のあり方についての 検討を行っていく必要

6 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応

各任命権者において、制度の円滑な施行を図るため、国から示された留意事項等を踏まえ、 会計年度任用職員の募集等に向けて勤務条件等の取扱いを整備するなど、適切に準備を進める 必要

- 3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 令和元年度においては、新たな措置要求が1件あり、年度末における係属事案は1件となっています。
- 4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和元年度においては、新たな審査請求が3件、再審請求が1件あり、そのうち、再審請求1件 について処理を行い、年度末における係属事案は3件となっています。